第6章　防災指針

第６章　防災指針

本章では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針である「防災指針」を設定します。

６－１　防災指針の概要

（１）防災指針の位置付け

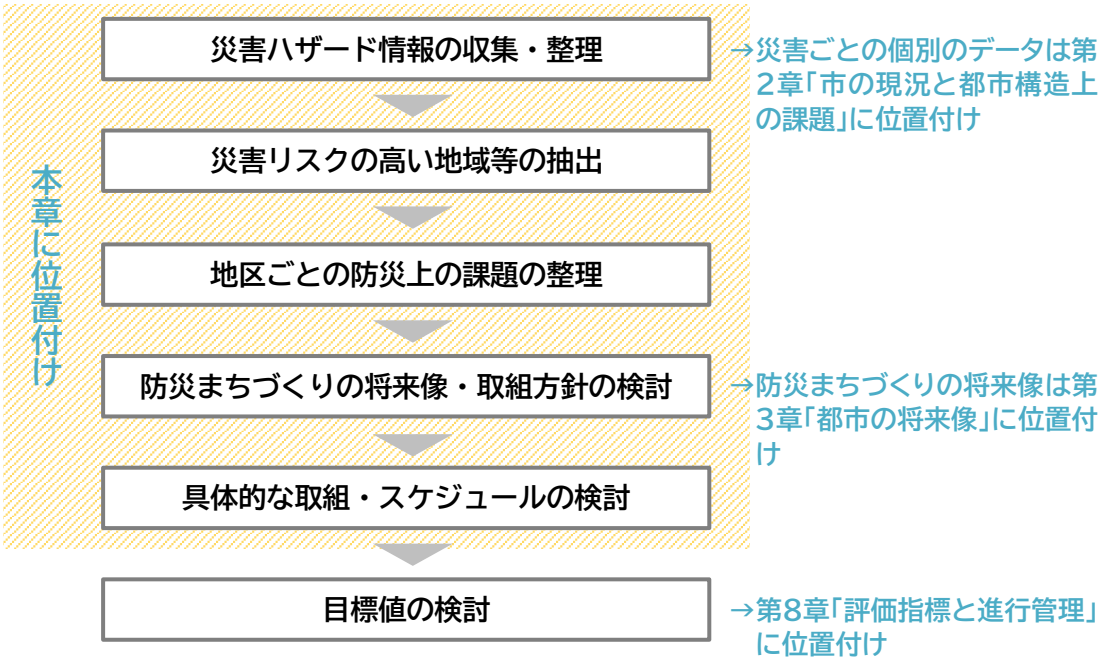
近年、自然災害が頻発・激甚化しており、災害リスクを踏まえた安全なまちづくりの重要性が高まっています。

立地適正化計画では、災害リスクを考慮した居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定を行い、防災性の向上とコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりをあわせて進めることが重要ですが、浸水想定区域などは広範囲に及び、既に市街地が形成されている場合も多いため、これらを一律に居住誘導区域から除外することは困難です。

このため、居住誘導区域における、災害リスクの回避・低減に向けた防災・減災対策を計画的に進めることが求められます。こうした状況を踏まえ、災害リスクに関する課題を整理し、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けることとしています。

（２）防災指針の検討の流れ

≪防災指針の検討の流れ≫



（3）対象とするハザード情報

1）対象とする災害ハザード情報一覧

立地適正化計画で対象とするハザード情報のうち、市内に対象のハザードがあるものは以下のとおりです。

区分	災害ハザード情報	市内の有無
① **土砂**	土砂災害特別警戒区域	○
	土砂災害警戒区域	○
	地すべり防止区域	×
	急傾斜地崩壊危険区域	○
	災害危険区域	○ （千葉県は建築基準法施行条例第３条の２において、災害危険区域として、急傾斜地崩壊危険区域を指定している）
	大規模盛土造成地	○
② **洪水**	洪水浸水想定区域（浸水深・浸水継続時間・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流））	○
	浸水被害防止区域	×
	都市浸水想定（区域）	×
③ **内水**	雨水出水浸水想定区域	○
	浸水実績のある場所	○
④ **高潮**	高潮浸水想定区域（浸水深・浸水継続時間）	○
⑤ **津波**	津波災害特別警戒区域	×
	津波災害警戒区域	×
	津波浸水想定	○
⑥ **地震**	液状化現象	○

2）対象とする災害ハザード情報の概要

①土砂災害

ア．土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域とは、がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害が発生するおそれのある土地について、住民の生命を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）に基づき都道府県知事が指定する区域をいいます。

土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に大きな危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造規制が義務付けられます。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が図られます。

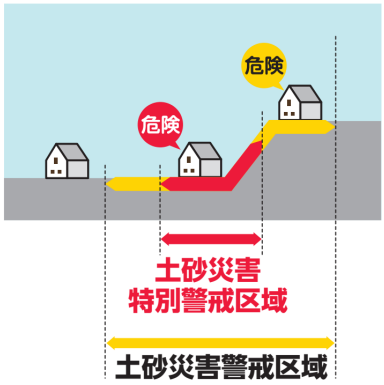


図 土砂災害(特別)警戒区域イメージ

資料:袖ケ浦市総合ハザードマップ
（令和 5(2023)年 2 月）

イ．急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域とは、がけ崩れのおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30°以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者に危害が生じるおそれのある区域について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき都道府県知事が指定する区域をいいます。指定された場合、急傾斜地の崩壊を引き起こすことを防ぐために一定の行為が制限されます。

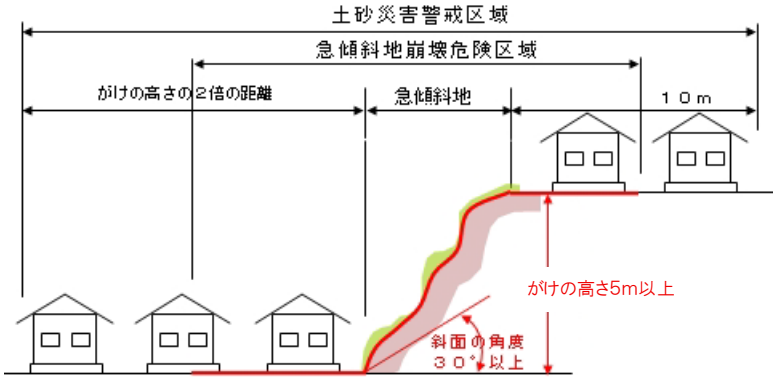


図 急傾斜地崩壊危険区域のイメージ

資料:千葉県ホームページ(一部変更)

ウ．災害危険区域

災害危険区域とは、建築基準法に基づき、地方公共団体が、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる区域です。

千葉県は建築基準法施行条例第 3 条の 2 において、災害危険区域として、急傾斜地崩壊危険区域を指定しています。

エ．大規模盛土造成地

宅地造成では切土と盛土を組み合わせて土地を整形しますが、盛土には谷を埋める「谷埋め型」と斜面に土を盛る「腹付け型」があります。

これらのうち、谷埋め型で面積 3,000 ㎡以上、または腹付け型で地盤傾斜 20 度以上かつ盛土高さ 5m 以上のものを「大規模盛土造成地」といいます。

平成 23（2011）年の東日本大震災、平成 28（2016）年の熊本地震等では、大規模造成地で滑動崩落などの被害が発生したことから、全国的に大規模盛土造成地の調査が進められ、県内でも調査結果をもとに、市民に周知し、防災・減災意識を高めるため、「大規模盛土造成地マップ」が公表されています。

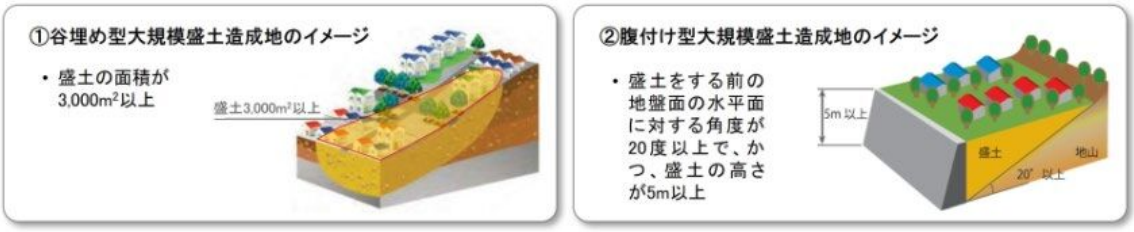


図 谷埋め型・腹付け型大規模盛土造成地のイメージ

資料：国土交通省ホームページ

② 洪水

ア．洪水浸水想定区域（浸水深・浸水継続時間・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流））

●洪水浸水想定区域（浸水深）

洪水浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合の浸水が想定される区域です。

洪水が発生した場合に想定される区域として、本市に関連するものとしては千葉県及び袖ケ浦市より以下の内容が公表されています。

≪市内の洪水が発生した場合に浸水が想定される区域≫

作成主体	図名	指定日	内容
千葉県	小櫃川水系小櫃川 洪水浸水想定区域図	令和２ (2020)年 ５月 28 日	水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨及び計画降雨による洪水浸水想定区域等を表示した図面です。 ＜作成内容＞ ・浸水深（想定最大規模・計画規模） ・浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）
	浮戸川水系浮戸川 洪水浸水想定区域図	令和４ (2022)年 ３月 29 日	水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域等を表示した図面です。 ＜作成内容＞ ・浸水深（想定最大規模・計画規模）

袖ケ浦市	市内河川氾濫推定図	令和４(2022)年３月	千葉県が作成した2級河川小櫃川及び浮戸川の洪水浸水想定区域に、市の作成した準用河川及び普通河川の浸水が想定される区域を重ね合わせてあります。 想定最大規模(1000 年確率)降雨及び計画規模降雨の2種類の降雨を条件としています。 ＜作成内容＞ ・浸水深(想定最大規模・計画規模)

●浸水継続時間

「浸水継続時間」は、想定最大規模降雨における洪水時や想定最大規模の高潮による氾濫発生等に避難が困難となる一定の浸水深（50cm）を上回る時間の目安として示すものです。浸水が長時間継続すると、上下水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止するおそれがあり、このような区域を考慮した上で、孤立者対策を含む避難計画の検討や排水活動等の応急活動を実施する必要があります。

市内では、「小櫃川水系小櫃川洪水浸水想定区域図」において、浸水継続時間が示されています。

●家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）

「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、堤防沿いの地域等において、洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域です。

家屋倒壊等氾濫想定区域には、河岸侵食と氾濫流があります。

市内では、「小櫃川水系小櫃川洪水浸水想定区域図」において、河岸侵食及び氾濫流が指定されています。

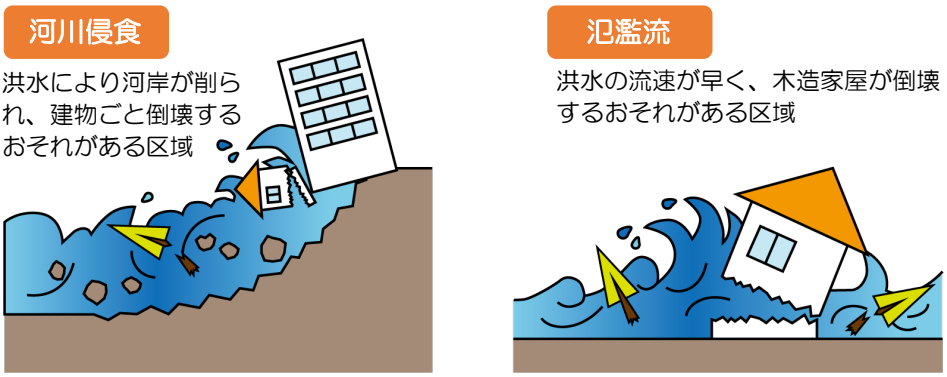


図 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)のイメージ

③ 内水

ア．雨水出水浸水想定区域

水防法の規定に基づき、想定最大規模降雨により下水道等の排水施設に雨水を排除できなくなった場合や、排水施設から河川や海に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域を示した図が雨水出水浸水想定区域図です。

④　高潮

ア．高潮浸水想定区域（浸水深・浸水継続時間）

高潮浸水想定区域とは、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により浸水が想定される区域を指定したものです。

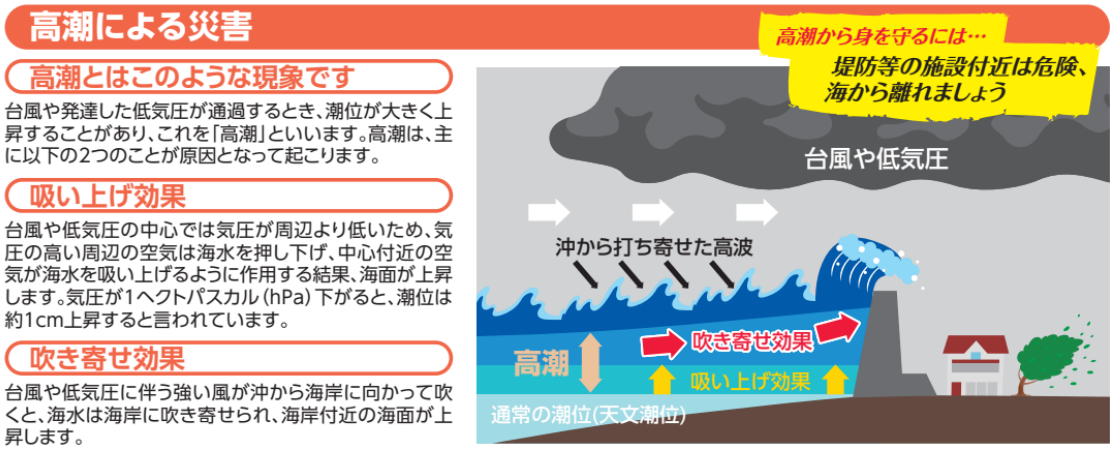


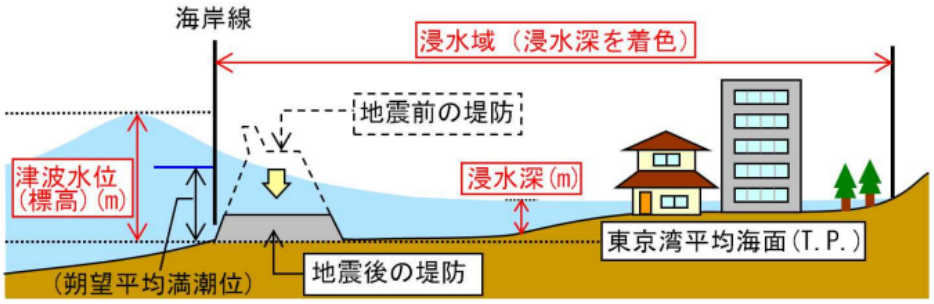
図 高潮による災害イメージ

資料：袖ケ浦市総合ハザードマップ（令和 5（2023）年 2 月）

⑤　津波

ア．津波浸水想定

津波浸水想定とは、最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域・水深を示したものです。

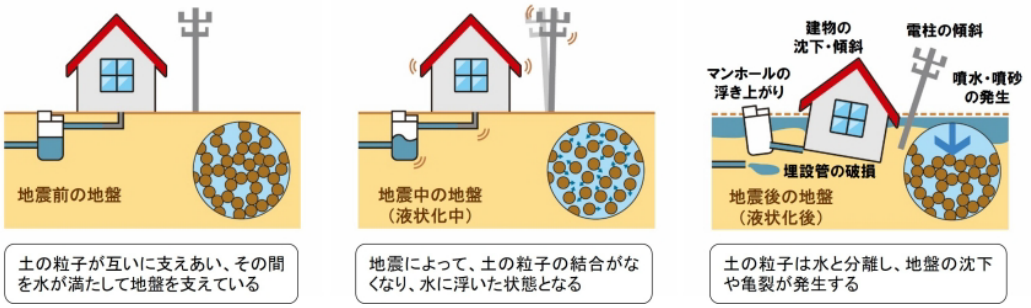


資料：千葉県ホームページ

⑥　地震

ア．液状化現象

液状化とは、地震が発生して地盤が強い衝撃を受けると、今まで互いに接して支えあっていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体がドロドロの液体のような状態になる現象です。



資料：国土交通省ホームページ

6－2 災害リスクの高い地域等の抽出

（1）分析の視点

収集・整理した災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせ、どの地域でどのような災害リスクがあるかについて地区レベルの分析により課題を抽出します。

防災指針は基本的に居住誘導区域や都市機能誘導区域における防災・減災対策を位置付けることとなっているため、**市街化区域内を基本として災害リスクの検討**を行います。

また、地震による被害は市域全体に及ぶ可能性が高く、区域ごとのリスク区分が困難であるため、重ね合わせ分析には発生区域が空間的に限定される災害ハザード情報を用いることを基本とします。

≪災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせと分析の視点≫

災害ハザード情報			都市情報		分析の視点
土砂	土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域	×	住宅分布	→	建物等の損壊の危険性
洪水	浸水深(想定最大規模・計画規模)	×	住宅分布	→	垂直避難での対応の可能性
			都市施設(避難施設・要配慮者利用施設・アンダーパス)	→	災害時における継続利用の可能性
	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)	×	住宅分布	→	建物等の倒壊・流出の危険性
	浸水継続時間	×	住宅分布	→	長期孤立の可能性
			都市施設(避難施設・要配慮者利用施設)	→	災害時における継続利用の可能性
内水	浸水深(想定最大規模)	×	住宅分布	→	垂直避難での対応の可能性
			都市施設(避難施設・要配慮者利用施設・アンダーパス)	→	災害時における継続利用の可能性
	浸水継続時間	×	住宅分布	→	長期孤立の可能性
			都市施設(避難施設・要配慮者利用施設)	→	災害時における継続利用の可能性
高潮	高潮浸水想定区域(浸水深)	×	住宅分布	→	垂直避難での対応の可能性
			都市施設(避難施設・要配慮者利用施設・アンダーパス)	→	災害時における継続利用の可能性
	浸水継続時間	×	住宅分布	→	長期孤立の可能性
			都市施設(避難施設・要配慮者利用施設)	→	災害時における継続利用の可能性
津波	津波浸水想定(浸水深)	×	住宅分布	→	垂直避難での対応の可能性
			都市施設(避難施設・要配慮者利用施設・アンダーパス)	→	災害時における継続利用の可能性

※要配慮者利用施設＝医療施設、福祉施設、子育て施設

≪参考：重ね合わせ分析に関するデータ内容≫

内 容			出 典
災害ハザード情報	土砂	土砂災害(特別)警戒区域	ちば情報マップ(令和 8(2026)年 7 月時点)
		急傾斜地崩壊危険区域	
	洪水	浸水深(想定最大規模・計画規模)	市内河川氾濫推定図(令和 4(2022)年 3 月 袖ケ浦市)
		家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)	小櫃川水系小櫃川 洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域)(令和 2(2020)年 5 月 28 日 千葉県)
		浸水継続時間	小櫃川水系小櫃川 洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)(令和 2(2020)年 5 月 28 日 千葉県)
	内水	浸水深(想定最大規模)	袖ケ浦市 雨水出水浸水想定区域図(令和 8(2026)年 3 月 31 日 袖ケ浦市)
		浸水継続時間	
	高潮	高潮浸水想定区域(浸水深)	高潮浸水想定区域図(想定最大規模:浸水深)(平成 30(2018)年 11 月 千葉県)
		浸水継続時間	高潮浸水想定区域図(想定最大規模:浸水継続時間)(平成 30(2018)年 11 月 千葉県)
	津波	津波浸水想定(浸水深)	千葉県津波浸水想定図(平成 30(2018)年 11 月 千葉県)
都市情報	住宅分布		都市計画基礎調査(令和 3(2021)年)
	都市施設	避難施設	【防災拠点】都市計画基礎調査(令和 3(2021)年) 【避難所】指定緊急避難場所及び指定避難所一覧(袖ケ浦市ホームページ)
		要配慮者利用施設	【医療】千葉県 病院名簿(令和 7(2025)年 4 月時点) 【福祉施設】介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム(厚生労働省)、袖ケ浦市ホームページ(令和 8(2026)年 4 月時点) 【子育て施設】袖ケ浦市ホームページ(令和 8(2026)年 4 月時点)
		アンダーパス	千葉県内におけるアンダーパス部等の道路冠水注意箇所マップ(令和 8(2026)年 6 月 30 日 国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所)

≪参考：浸水深と都市施設や自動車走行との関係≫

10cm	乗用車のブレーキの効きが悪くなる
20cm	道路管理者による**アンダーパス等の通行止め**基準
30cm	自動車（緊急車両等）の走行が困難、**災害時要援護者の避難が困難**な水位
50cm	徒歩による移動困難、床上浸水
70cm	コンセントに浸水し停電

資料：水害の被害指標分析の手引き（平成 25（2013）年試行版）

≪参考：長期孤立の考え方≫

大規模な水害が発生すると、広域にわたり上下水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止するおそれがある。その結果、飲料水が欠乏し、冷蔵庫に保存している生鮮食料品や冷凍食品等も数日で利用できなくなる。各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3 日分以内の家庭が多いものと推察され、**3 日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生ずるおそれがある。**

資料：水害の被害指標分析の手引き（平成 25（2013）年試行版）

（２）災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせ

１）土砂

①土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域 × 住宅分布

・土砂災害警戒区域（市街化区域内）には 442 戸の住宅があり、そのうち土砂災害特別警戒区域内は 52 戸となっています。

・袖ケ浦駅南側・長浦駅南側が特に多く、のぞみ野でも一部見られます。

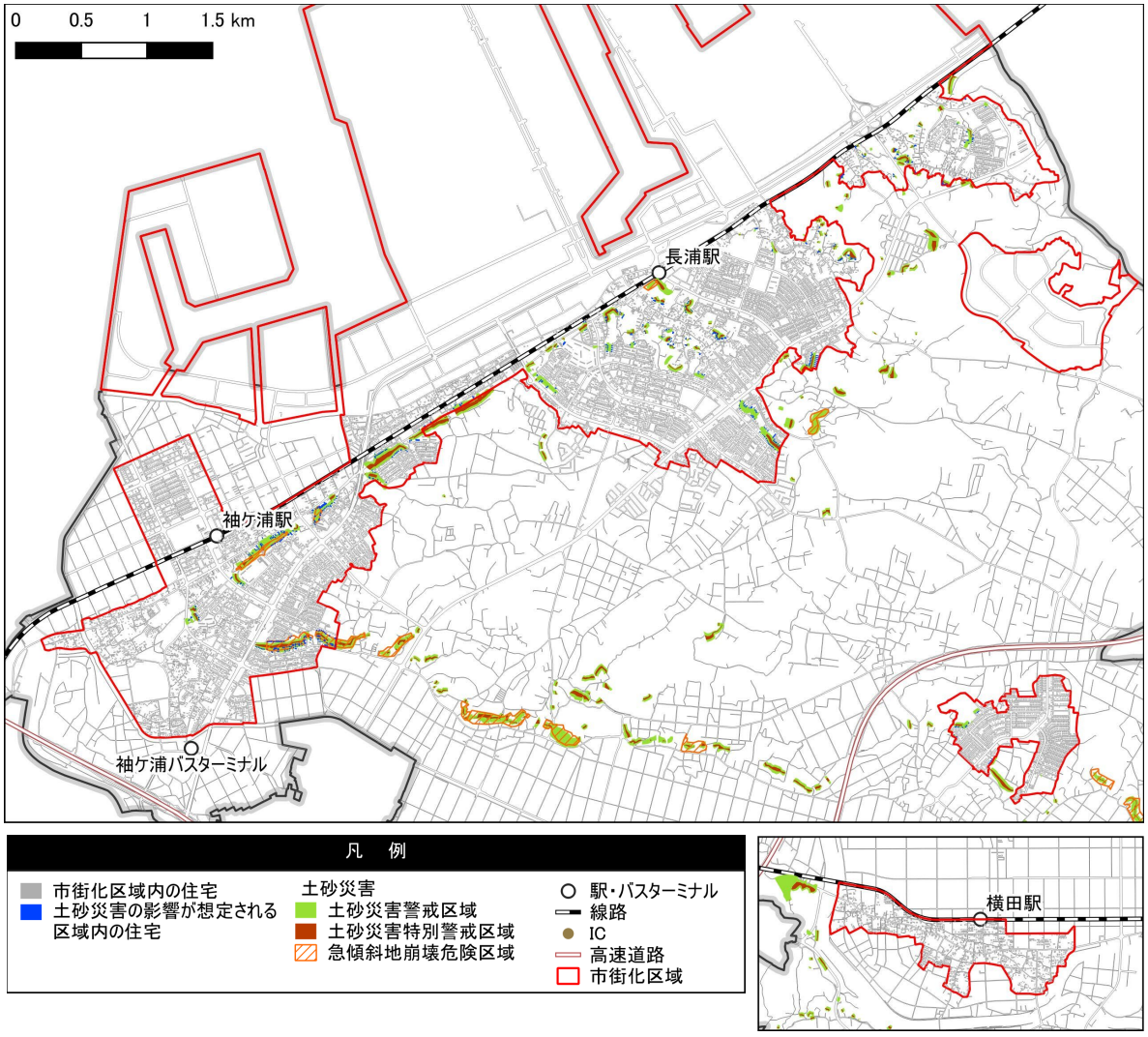


図　土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域と住宅の重ね図

土砂災害警戒区域内の住宅	442 戸（市街化区域内住宅の 2.9%）
土砂災害特別警戒区域内の住宅	52 戸（市街化区域内住宅の 0.3%）
急傾斜地崩壊危険区域内の住宅	65 戸（市街化区域内住宅の 0.4%）

※市街化区域内

※土砂災害（特別）警戒区域と急傾斜地崩壊危険区域は重複あり

2）洪水

①浸水深 × 住宅分布

ア．想定最大規模

・洪水浸水想定区域（市街化区域内）には 4,983 戸の住宅があり、ほとんどの地域に住宅が立地しています。

・浸水深 3.0m以上の区域内には 77 戸の住宅があり、浮戸川沿いに多く見られます。

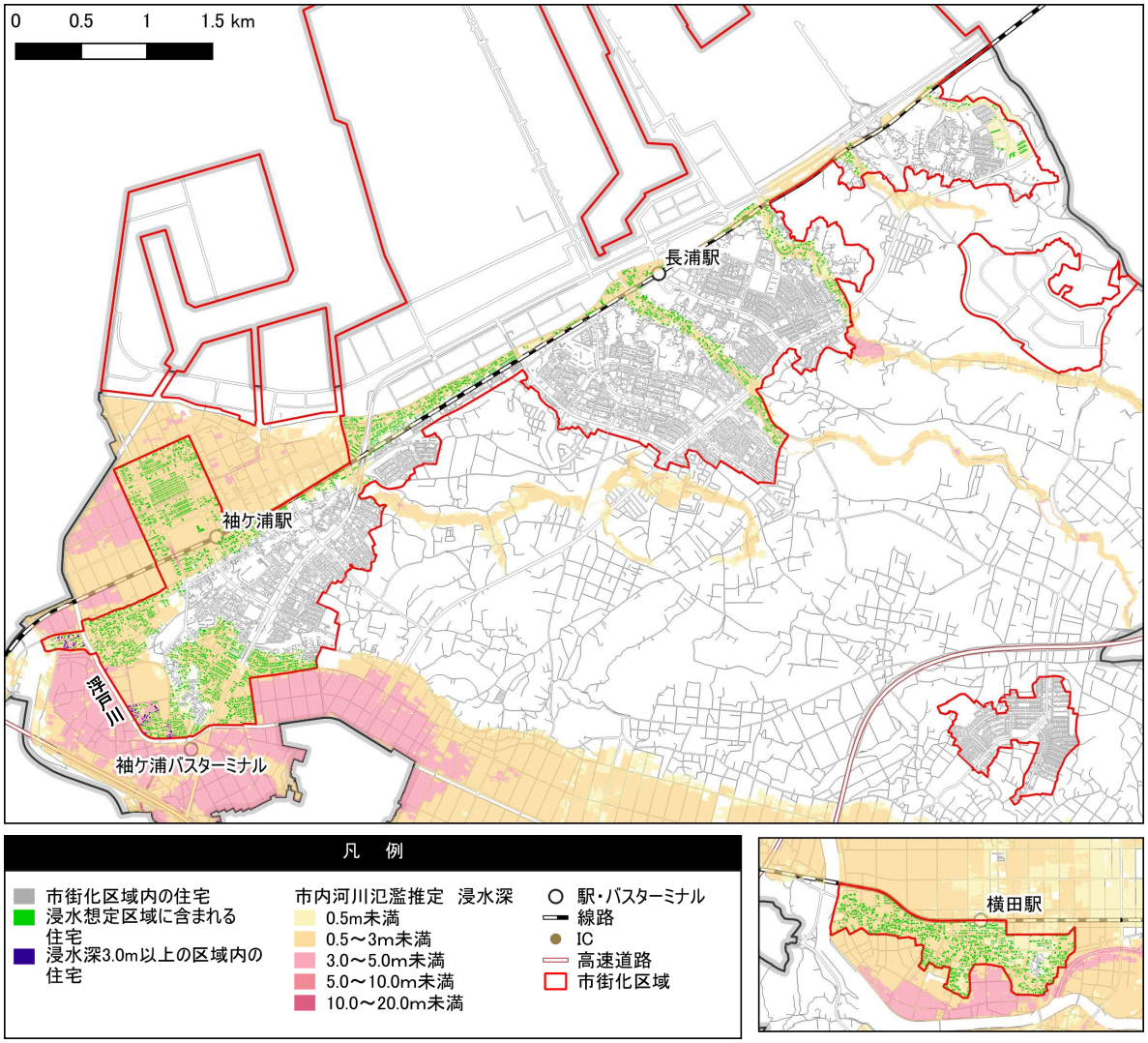


図 市内河川氾濫推定図（想定最大規模）と住宅の重ね図

浸水想定区域に含まれる住宅	4,983 戸（市街化区域内住宅の 32.7%）
浸水深 3.0m以上の区域内の住宅	77 戸（市街化区域内住宅の 0.5%）

※市街化区域内

イ．計画規模

・洪水浸水想定区域（市街化区域内）には 2,521 戸の住宅があり、ほとんどの地域に住宅が立地しています。

・浸水深 3.0m以上の区域内に住宅はありません。

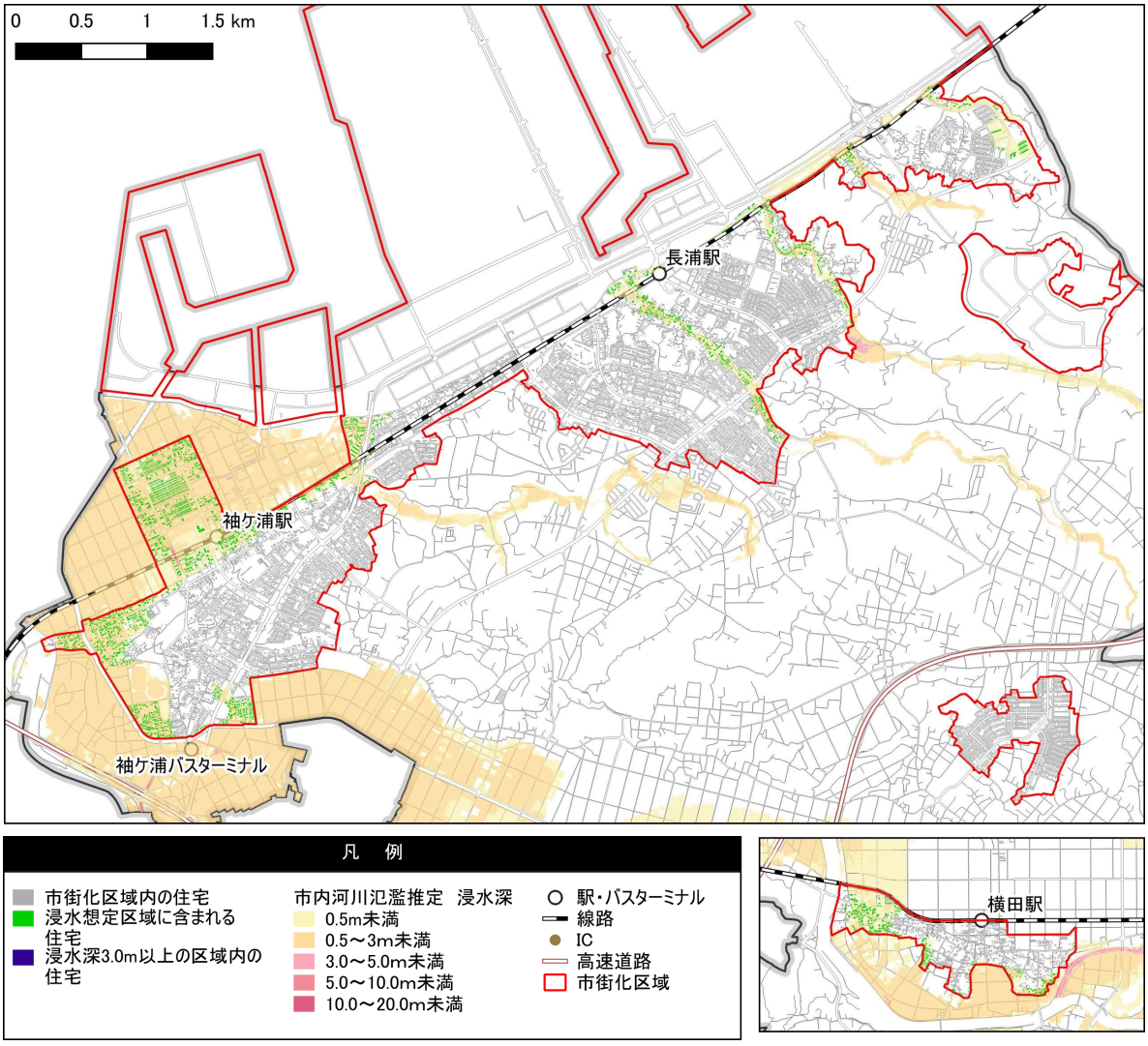


図 市内河川氾濫推定図(計画規模)と住宅の重ね図

浸水想定区域に含まれる住宅	2,521 戸（市街化区域内住宅の 16.5%）
浸水深 3.0m以上の区域内の住宅	0 戸（市街化区域内住宅の 0.0%）

※市街化区域内

②浸水深 × 都市施設（避難施設・要配慮者利用施設・アンダーパス）

ア．想定最大規模

・自動車の走行や避難行動要支援者の避難が困難となるといわれる 0.3m以上浸水する区域（市街化区域内）には、介護福祉施設、子育て施設、防災拠点・避難所が立地しています。

・アンダーパス等の通行止めの基準である浸水深 0.2m以上の区域内には、袖ケ浦駅の西側にアンダーパスがあります。

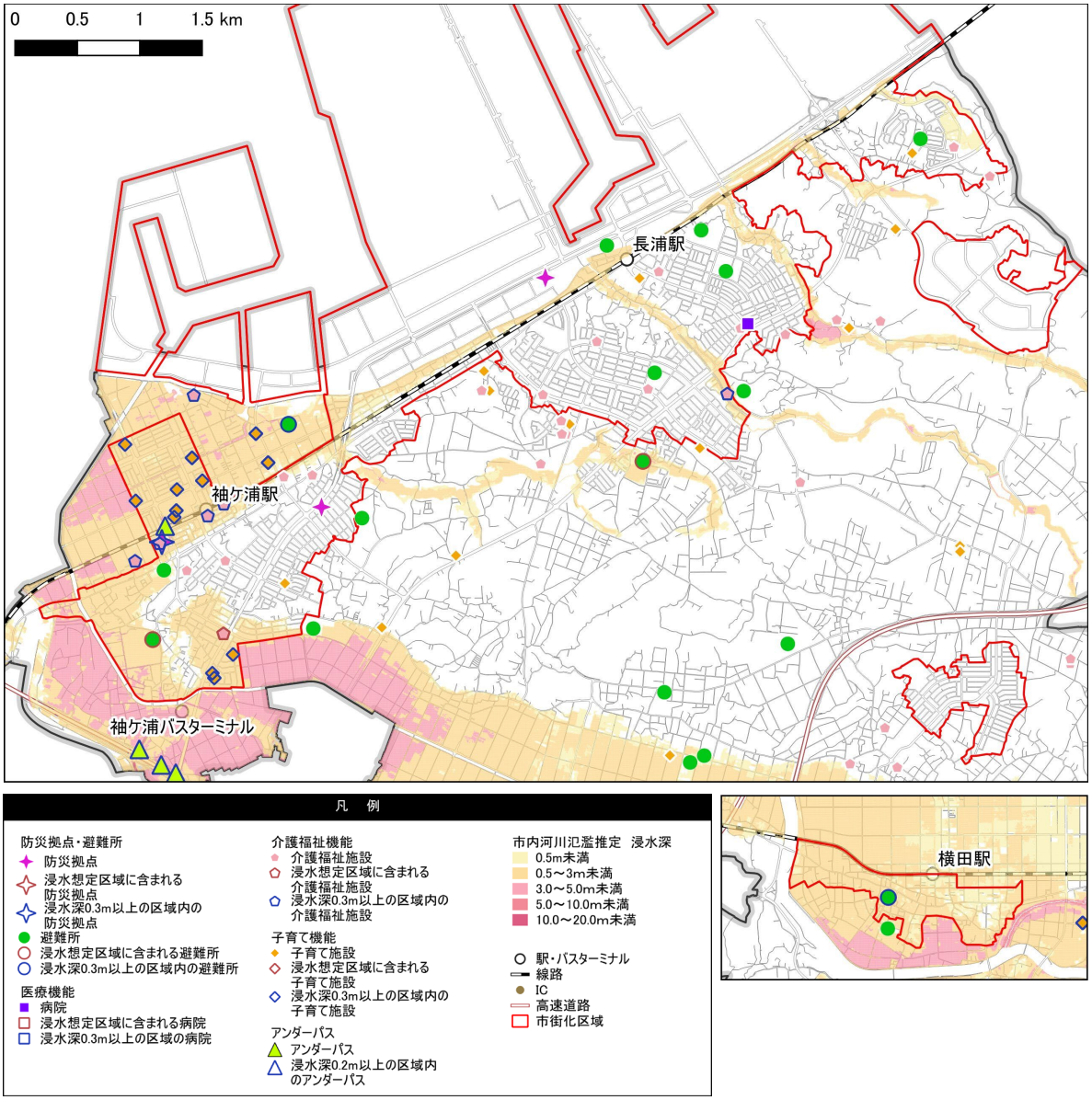


図 市内河川氾濫推定図(想定最大規模)と都市施設の重ね図

浸水想定区域に含まれる医療機能（病院）	0 戸（市街化区域内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水深 0.3m以上の区域内の医療機能（病院）	0 戸（市街化区域内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水想定区域に含まれる介護福祉施設	8 戸（市街化区域内介護福祉施設の 36.4%）
浸水深 0.3m以上の区域内の介護福祉施設	6 戸（市街化区域内介護福祉施設の 27.3%）
浸水想定区域に含まれる子育て施設	12 戸（市街化区域内子育て施設の 80.0%）
浸水深 0.3m以上の区域内の子育て施設	12 戸（市街化区域内子育て施設の 80.0%）
浸水想定区域に含まれる防災拠点・避難所	3 戸（市街化区域内防災拠点・避難所の 27.3%）
浸水深 0.3m以上の区域内の防災拠点・避難所	2 戸（市街化区域内防災拠点・避難所の 18.2%）
浸水想定区域に含まれるアンダーパス	1（市街化区域内アンダーパスの 100.0%）
浸水深 0.2m 以上の区域内のアンダーパス	1（市街化区域内アンダーパスの 100.0%）

※市街化区域内

イ．計画規模

・浸水深 0.3m以上の区域（市街化区域内）には、介護福祉施設、子育て施設が立地しています。

・浸水深 0.2m以上の区域内には、袖ケ浦駅の西側にアンダーパスがあります。

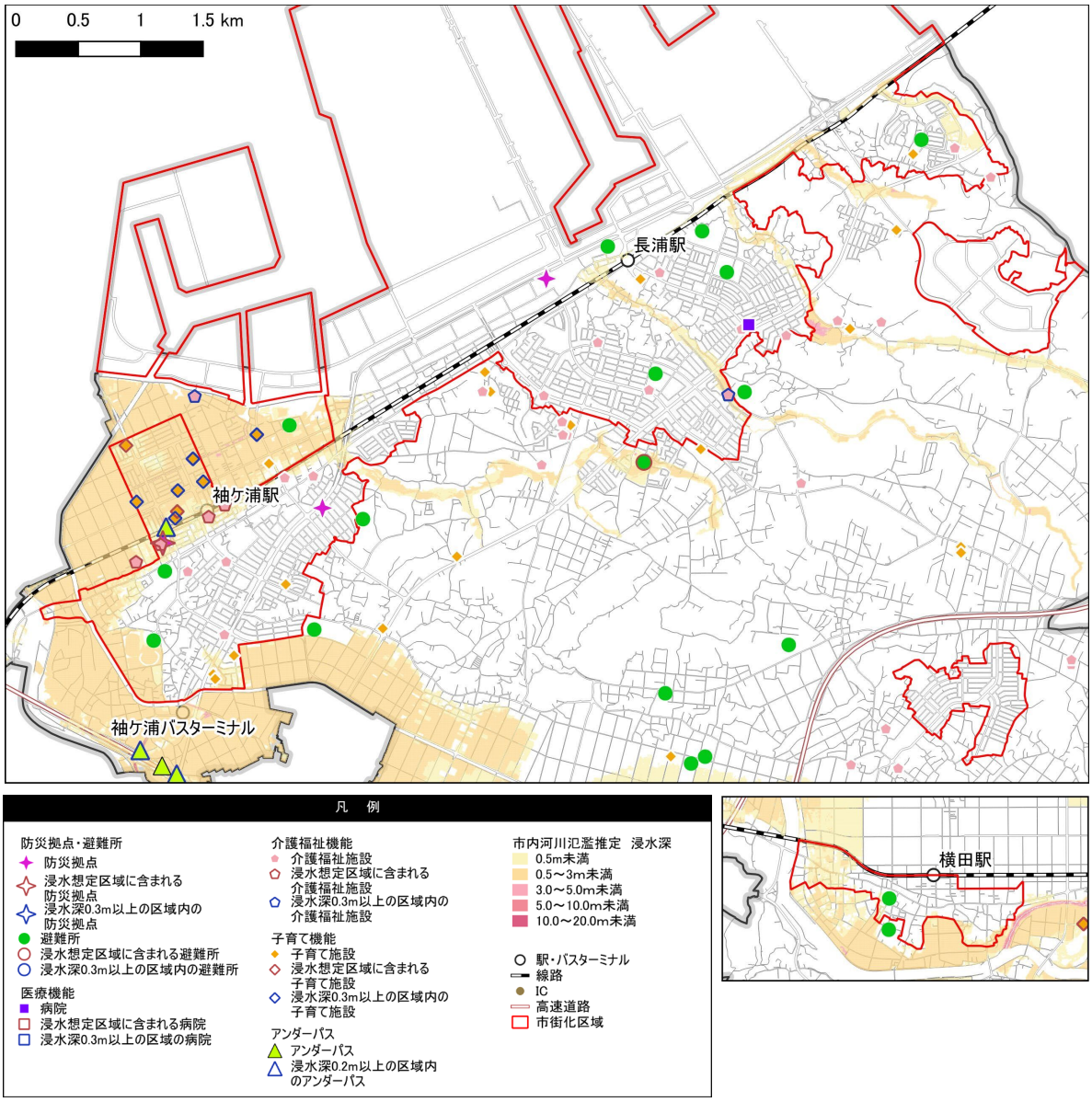


図 市内河川氾濫推定図（計画規模）と都市施設の重ね図

浸水想定区域に含まれる医療機能（病院）	0 戸（市内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水深 0.3m以上の区域内の医療機能（病院）	0 戸（市内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水想定区域に含まれる介護福祉施設	6 戸（市内介護福祉施設の 27.3%）
浸水深 0.3m以上の区域内の介護福祉施設	1 戸（市内介護福祉施設の 4.5%）
浸水想定区域に含まれる子育て施設	9 戸（市内子育て施設の 60.0%）
浸水深 0.3m以上の区域内の子育て施設	6 戸（市内子育て施設の 40.0%）
浸水想定区域に含まれる防災拠点・避難所	1 戸（市内防災拠点・避難所の 9.1%）
浸水深 0.3m以上の区域内の防災拠点・避難所	0 戸（市内防災拠点・避難所の 0.0%）
浸水想定区域に含まれるアンダーパス	1（市内アンダーパスの 100.0%）
浸水深 0.2m 以上の区域内のアンダーパス	1（市内アンダーパスの 100.0%）

※市街化区域内

③家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食) × 住宅分布

・氾濫流内（市街化区域内）には 71 戸の住宅があり、JR 袖ケ浦駅西側に位置しています。

・河岸侵食（市街化区域内）は袖ケ浦駅西側に一部見られますが、同区域内に住宅はなく、JR 横田駅西側では 2 戸が立地しています。

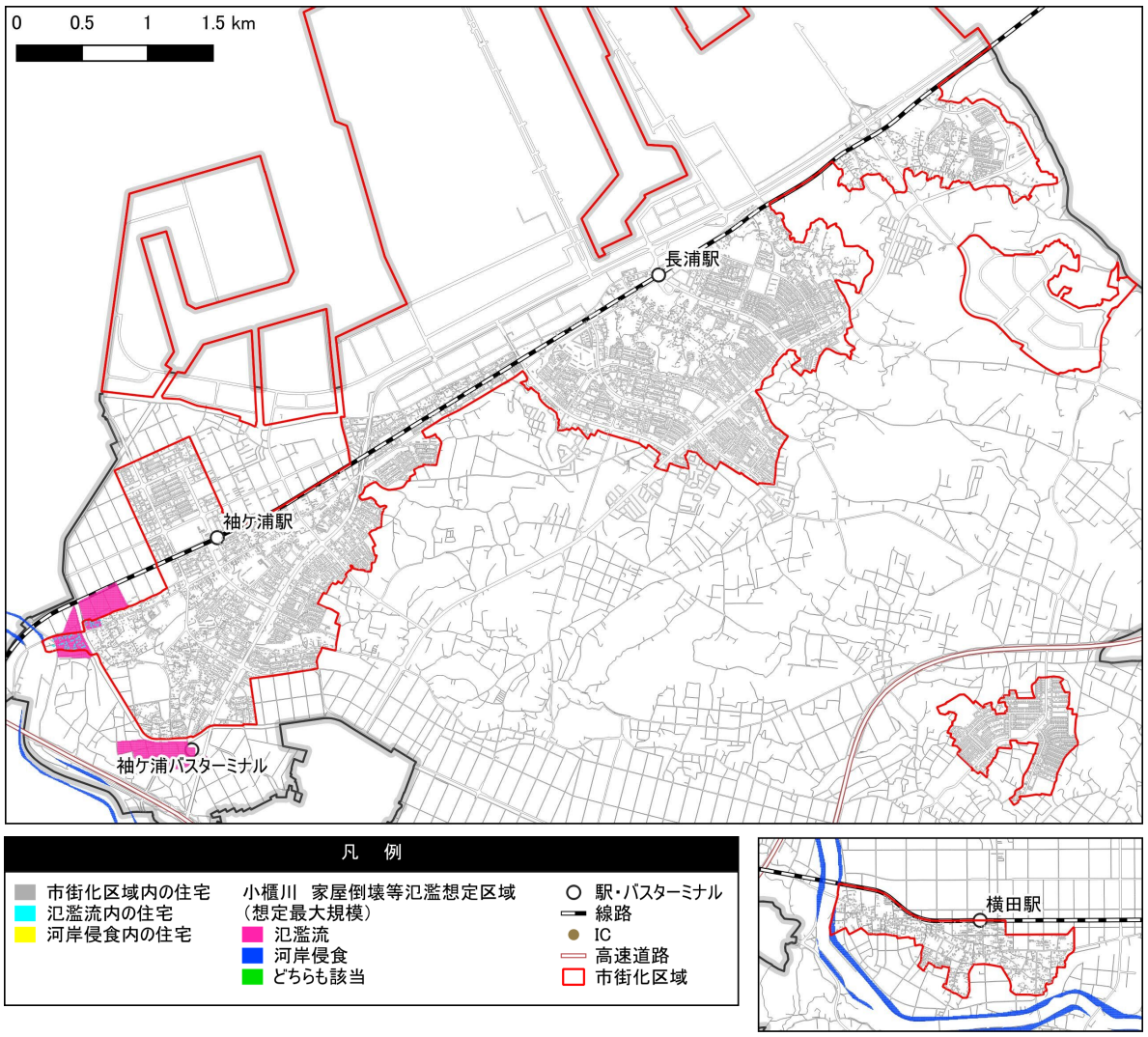


図 小櫃川　家屋倒壊等氾濫想定区域と住宅の重ね図

氾濫流内の住宅	71 戸（市街化区域内住宅の 0.5%）
河岸侵食内の住宅	2 戸（市街化区域内住宅の 0.01%）

※市街化区域内

④浸水継続時間 × 住宅分布

・浸水継続時間について、長期の孤立により飲料水や食料の不足から健康障害や生命の危機が生じるおそれがあるとされる 3 日以上の区域（市街化区域内）はありません。一方、袖ケ浦駅周辺や横田駅周辺には、1 日～2 日間の浸水が続く区域があり、これらの区域には住宅が多く立地しています。

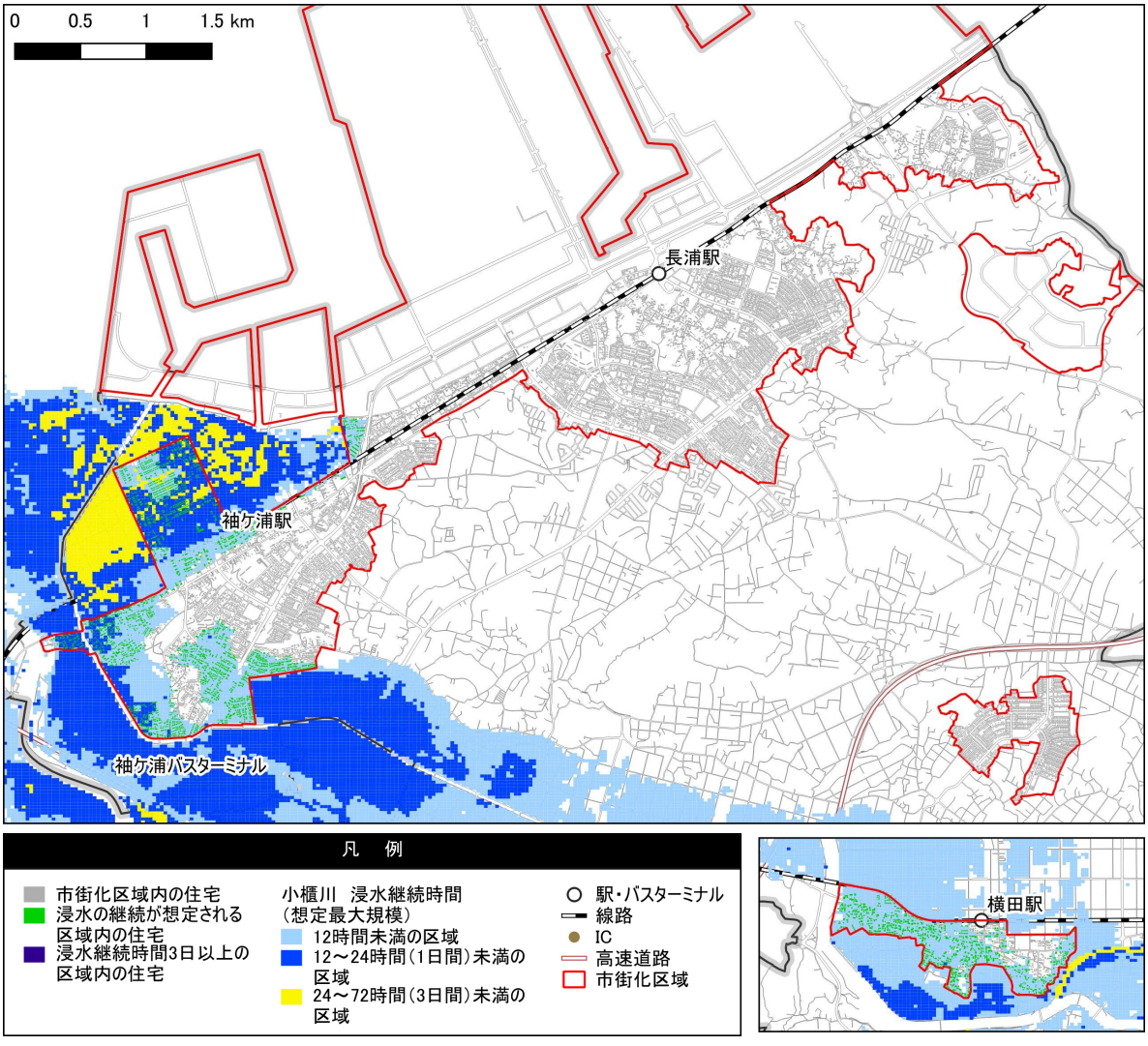


図 小櫃川　浸水継続時間と住宅の重ね図

浸水の継続が想定される区域内の住宅	3,270 戸（市街化区域内住宅の 21.4%）

※市街化区域内
※浸水継続時間 3 日以上の区域無し

⑤浸水継続時間 × 都市施設（避難施設・要配慮者利用施設）

・浸水継続時間 3 日以上の区域（市街化区域内）はなく、袖ケ浦駅周辺や横田駅周辺の 1 日～2 日間の浸水が続く区域には、介護福祉施設、子育て施設、防災拠点・避難所が立地しています。

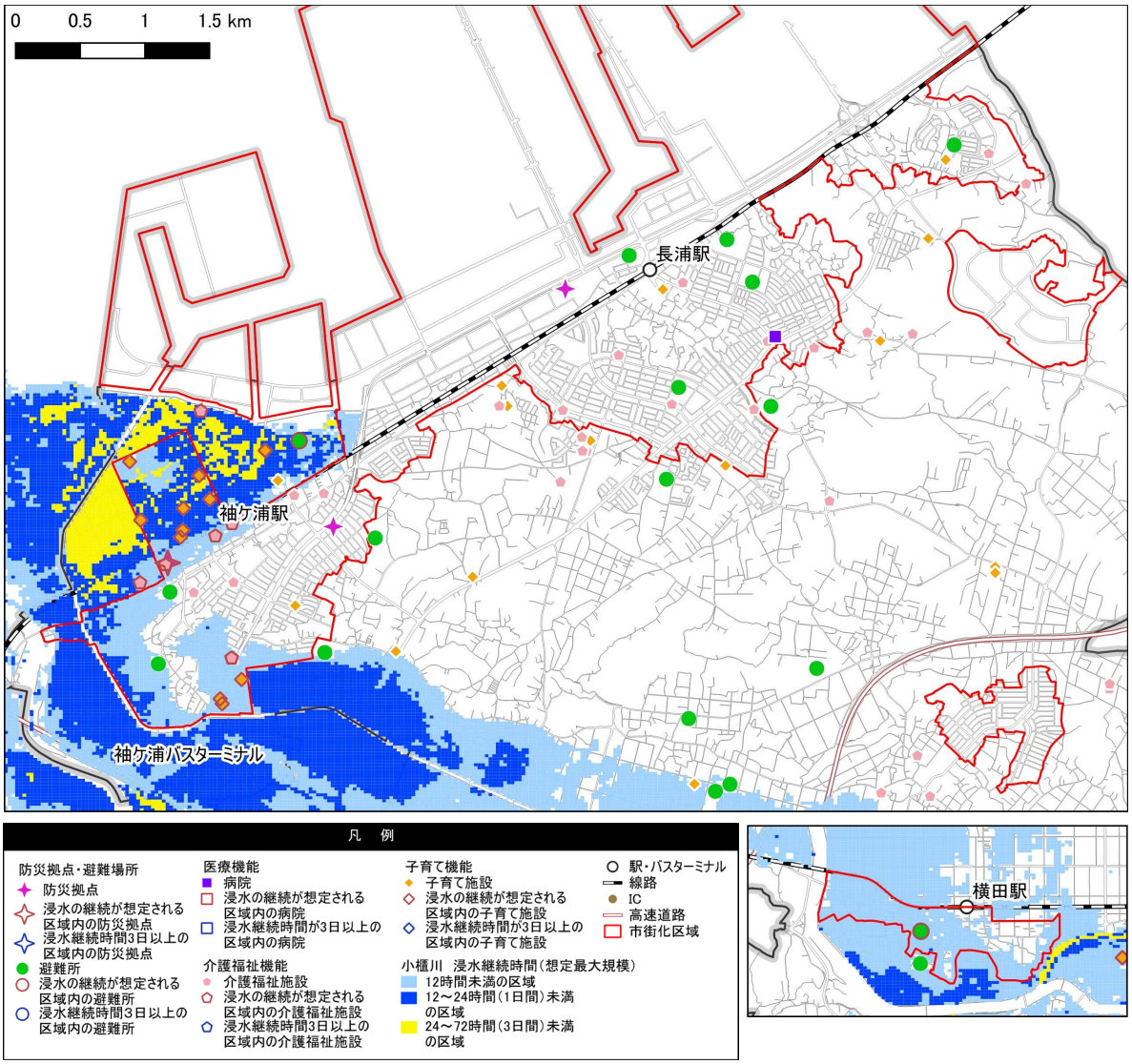


図 小櫃川　浸水継続時間と都市施設の重ね図

浸水の継続が想定される区域内の医療機能（病院）	0 戸（市街化区域内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水の継続が想定される区域内の介護福祉施設	5 戸（市街化区域内介護福祉施設の 22.7%）
浸水の継続が想定される区域内の子育て施設	12 戸（市街化区域内子育て施設の 80.0%）
浸水の継続が想定される区域内の防災拠点・避難所	2 戸（市街化区域内防災拠点・避難所の 18.2%）

※市街化区域内
※浸水継続時間 3 日以上の区域無し

3）内水

①浸水深 × 住宅分布

・雨水出水浸水想定区域（市街化区域内）には 5,911 戸の住宅があり、ほとんどの地域に住宅が立地しています。

・浸水深 3.0m以上の区域内に住宅はほとんどなく、長浦駅南側に 3 戸あります。

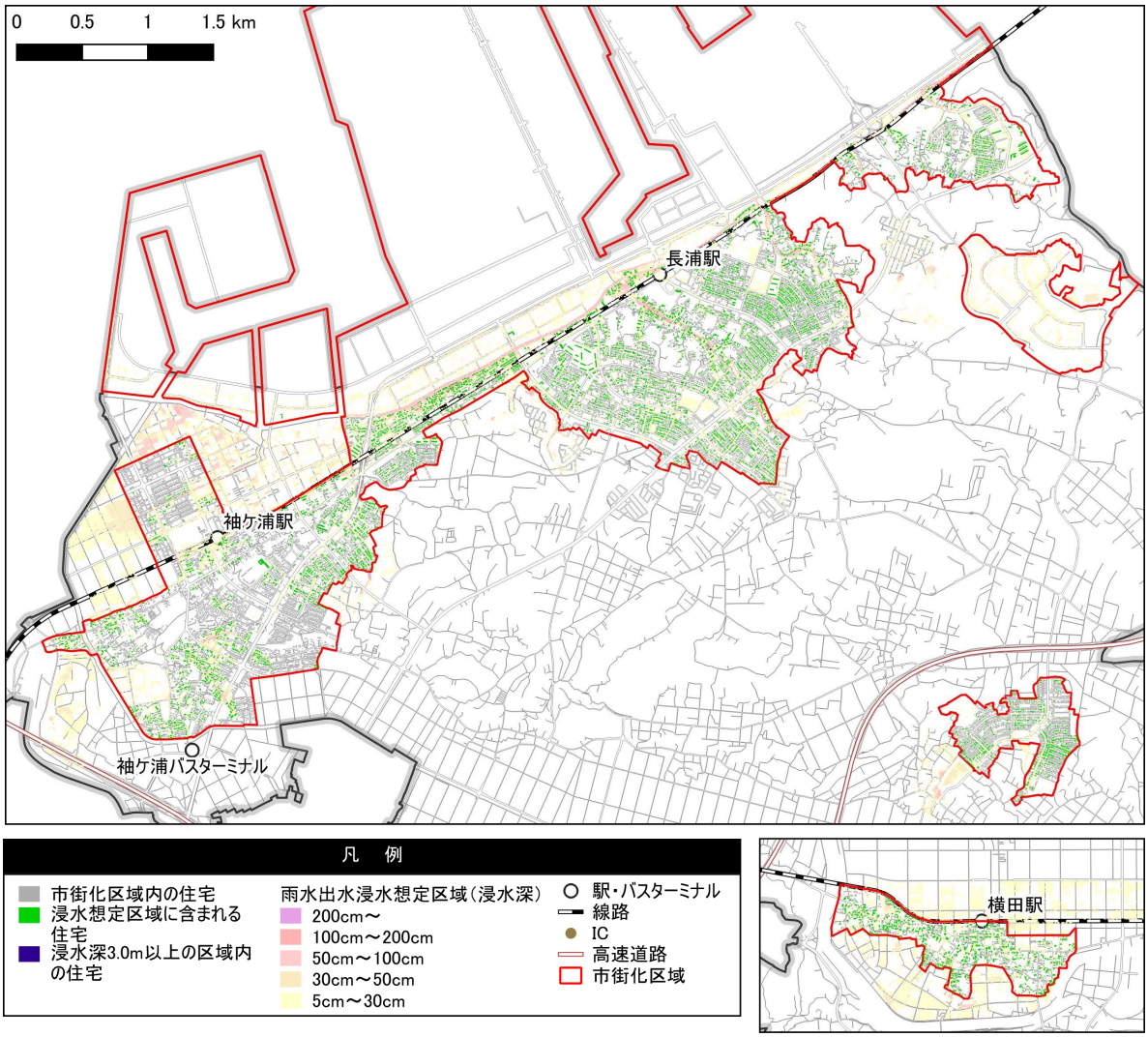


図 雨水出水浸水想定区域図と住宅の重ね図

浸水想定区域に含まれる住宅	5,911 戸（市街化区域内住宅の 38.8%）
浸水深 3.0m以上の区域内の住宅	3 戸（市街化区域内住宅の 0.02%）

※市街化区域内

②浸水深 × 都市施設（避難施設・要配慮者利用施設・アンダーパス）

・浸水深 0.3m以上の区域（市街化区域内）には、避難施設・要配慮者利用施設は立地していません。

・浸水深 0.2m以上の区域内には、袖ケ浦駅の西側にアンダーパスがあります。

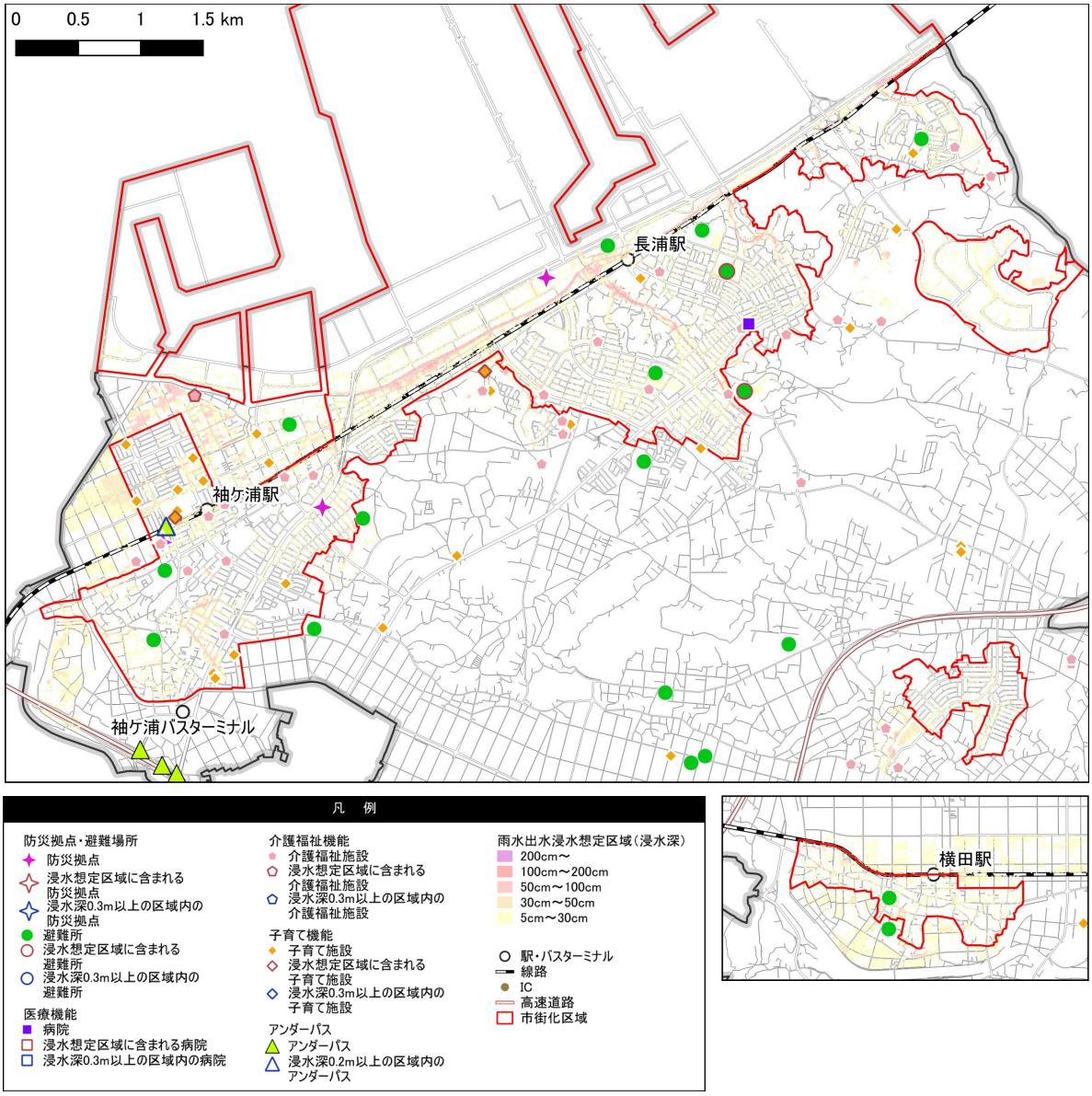


図 雨水出水浸水想定区域図と都市施設の重ね図

浸水想定区域に含まれる医療機能（病院）	0 戸（市街化区域内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水深 0.3m以上の区域内の医療機能（病院）	0 戸（市街化区域内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水想定区域に含まれる介護福祉施設	2 戸（市街化区域内介護福祉施設の 9.1%）
浸水深 0.3m以上の区域内の介護福祉施設	0 戸（市街化区域内介護福祉施設の 0.0%）
浸水想定区域に含まれる子育て施設	1 戸（市街化区域内子育て施設の 6.7%）
浸水深 0.3m以上の区域内の子育て施設	0 戸（市街化区域内子育て施設の 0.0%）
浸水想定区域に含まれる防災拠点・避難所	1 戸（市街化区域内防災拠点・避難所の 9.1%）
浸水深 0.3m以上の区域内の防災拠点・避難所	0 戸（市街化区域内防災拠点・避難所の 0.0%）
浸水想定区域に含まれるアンダーパス	1（市街化区域内アンダーパスの 100.0%）
浸水深 0.2m 以上の区域内のアンダーパス	1（市街化区域内アンダーパスの 100.0%）

※市街化区域内

③浸水継続時間 × 住宅

・浸水継続時間 3 日以上の区域（市街化区域内）はなく、袖ケ浦駅周辺や長浦駅周辺の 1 日～2 日間の浸水が続く区域には、一部住宅が立地しています。

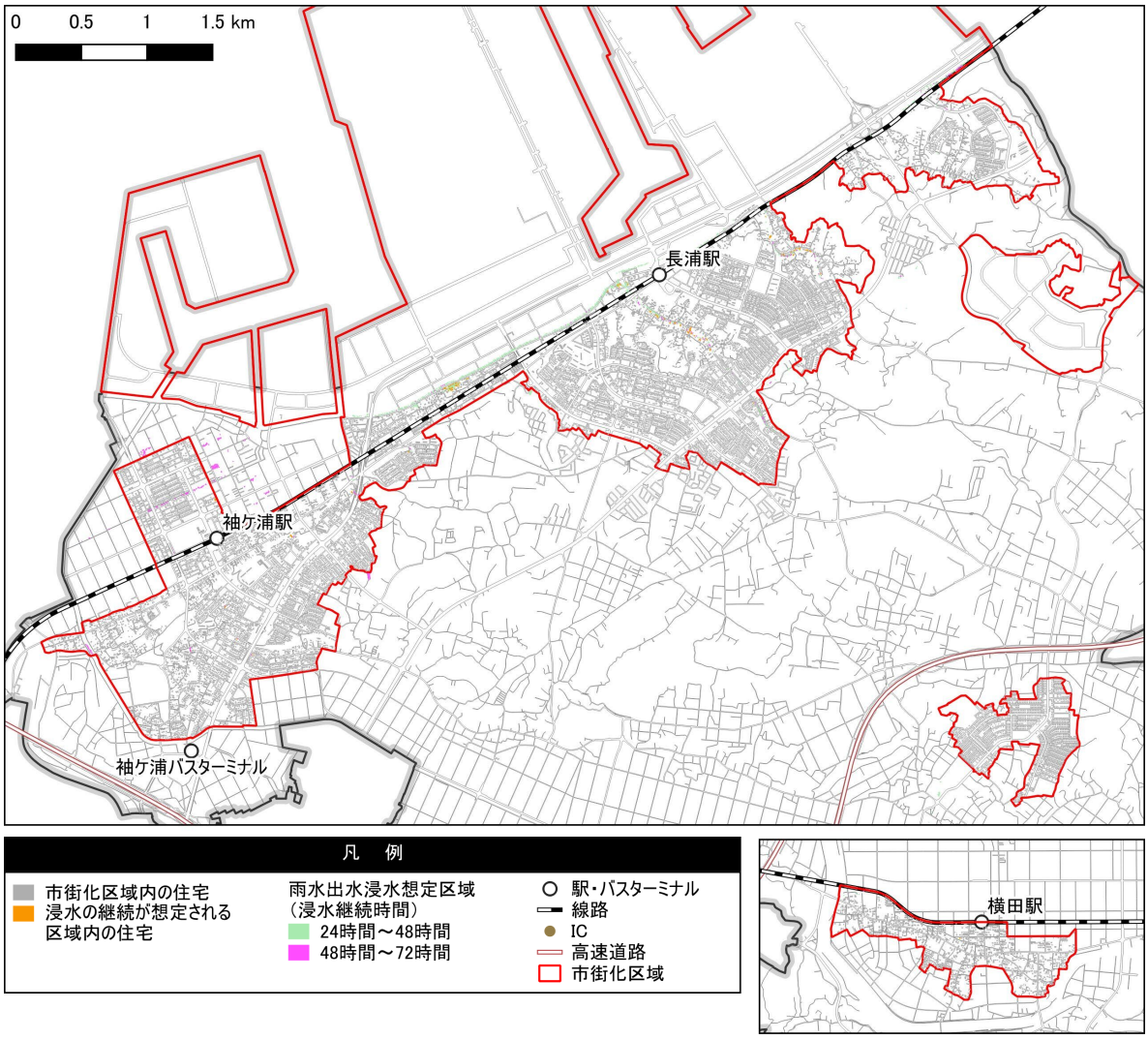


図 雨水出水浸水想定区域図（浸水継続時間）と住宅の重ね図

浸水の継続が想定される区域内の住宅	74 戸（市街化区域内住宅の 0.5%）

※市街化区域内

④浸水継続時間 × 都市施設（避難施設・要配慮者利用施設）

・浸水継続時間 3 日以上の区域（市街化区域内）はなく、袖ケ浦駅周辺や長浦駅周辺の 1 日～2 日間の浸水が続く区域には、避難施設・要配慮者利用施設は立地していません。

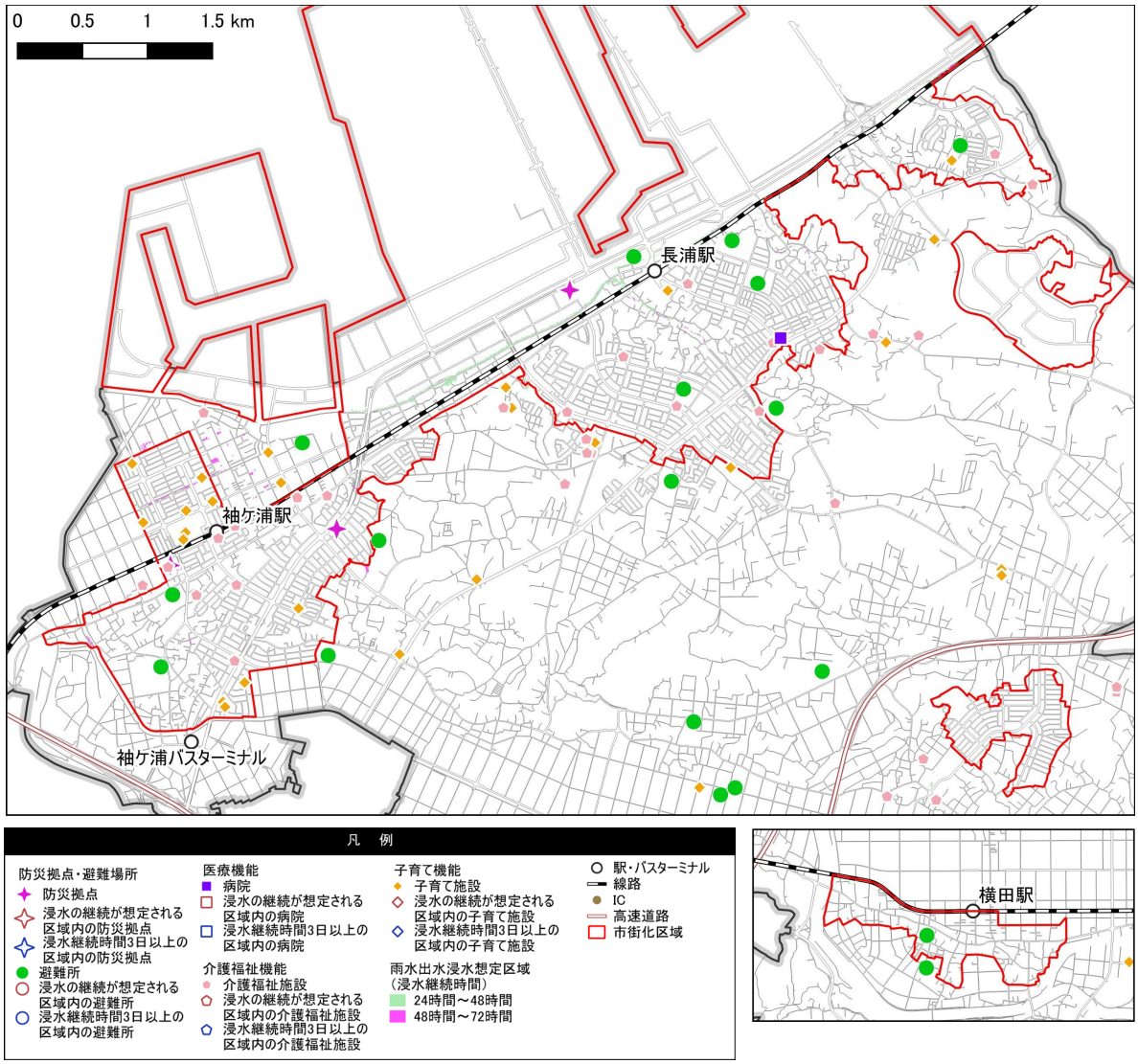


図 雨水出水浸水想定区域図(浸水継続時間)と都市施設の重ね図

浸水の継続が想定される区域内の医療機能（病院）	0 戸（市街化区域内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水の継続が想定される区域内の介護福祉施設	0 戸（市街化区域内介護福祉施設の 0.0%）
浸水の継続が想定される区域内の子育て施設	0 戸（市街化区域内子育て施設の 0.0%）
浸水の継続が想定される区域内の防災拠点・避難所	0 戸（市街化区域内防災拠点・避難所の 0.0%）

※市街化区域内

4）高潮

①浸水深 × 住宅分布

・高潮浸水想定区域（市街化区域内）には 2,082 戸の住宅があり、ほとんどの地域に住宅が立地しています。

・浸水深 3.0m以上の区域内には 488 戸の住宅が立地しており、その多くが袖ケ浦駅海側に位置しています。

※ただし、浸水深は公表時点の地盤高を前提として算定されていますが、公表後に袖ケ浦駅海側特定土地区画整理事業で約 1.5mの盛土が行われており、現況の地盤面は当時より高くなっているため、浸水深は相対的に浅くなり、全域で 3m未満になると見込まれます。

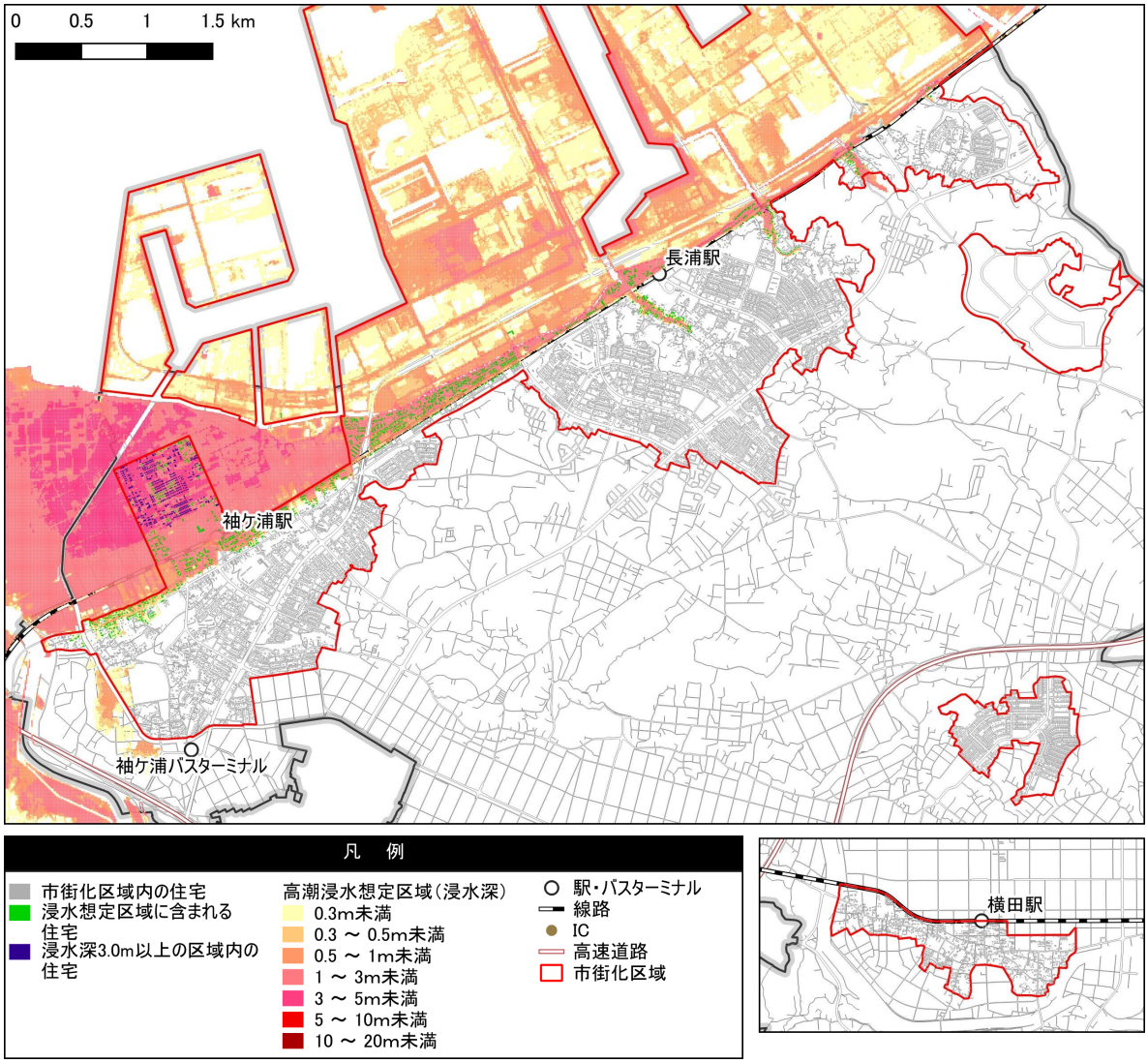


図 高潮浸水想定区域図と住宅の重ね図

浸水想定区域に含まれる住宅	2,082 戸（市街化区域内住宅の 13.7%）
浸水深 3.0m以上の区域内の住宅	488 戸（市街化区域内住宅の 3.2%）

※市街化区域内

②浸水深 × 都市施設（避難施設・要配慮者利用施設・アンダーパス）

・浸水深 0.3m以上の区域（市街化区域内）には、介護福祉施設、子育て施設、防災拠点・避難所が立地しています。

・浸水深 0.2m以上の区域内には、袖ケ浦駅の西側にアンダーパスがあります。

※ただし、浸水深は公表時点の地盤高を前提として算定されていますが、公表後に袖ケ浦駅海側特定土地区画整理事業で約 1.5mの盛土が行われており、現況の地盤面は当時より高くなっているため、浸水深は相対的に浅くなり、全域で 3m未満になると見込まれます。

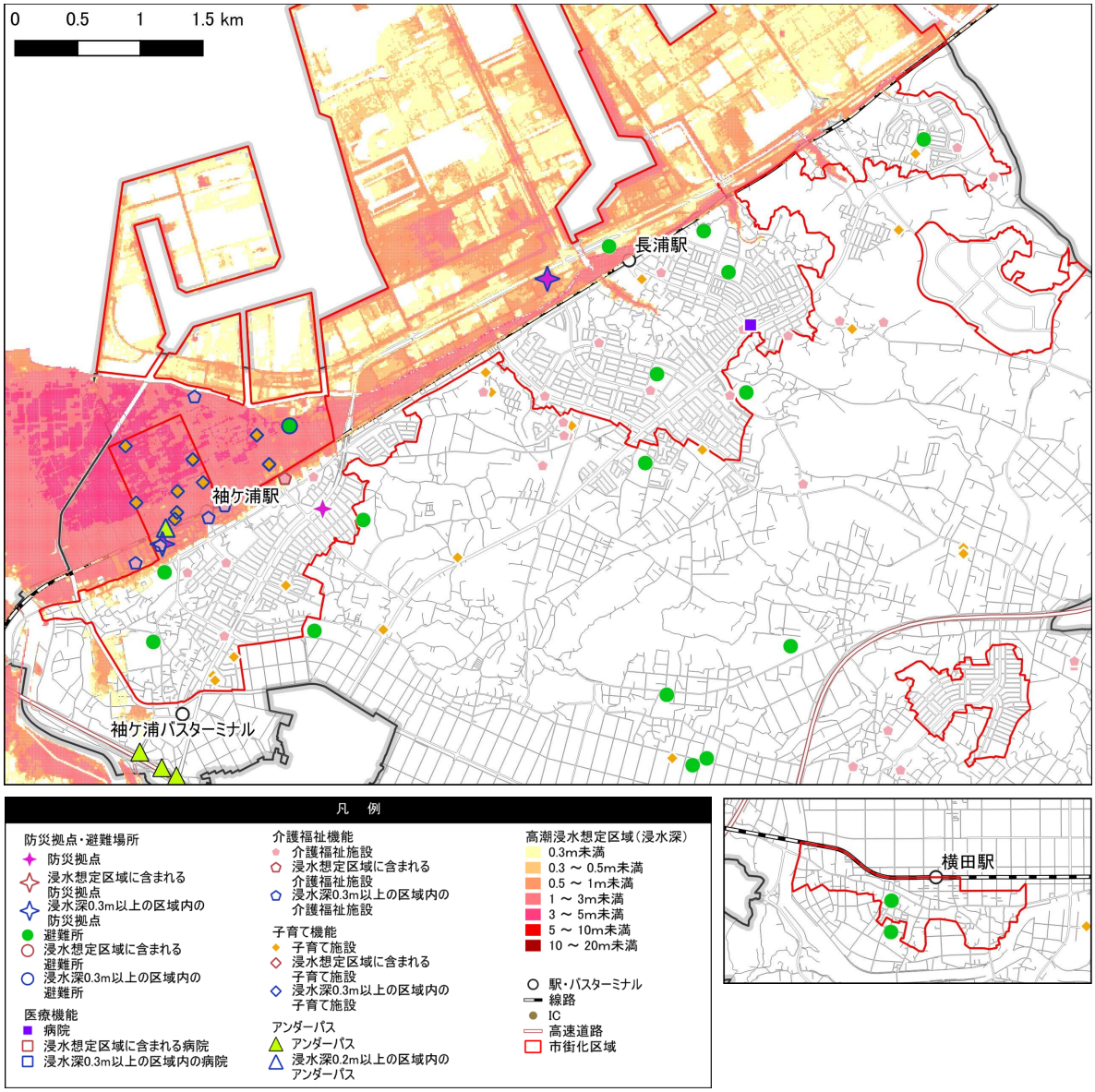


図 高潮浸水想定区域図と都市施設の重ね図

浸水想定区域に含まれる医療機能（病院）	0 戸（市街化区域内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水深 0.3m以上の区域内の医療機能（病院）	0 戸（市街化区域内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水想定区域に含まれる介護福祉施設	6 戸（市街化区域内介護福祉施設の 27.3%）
浸水深 0.3m以上の区域内の介護福祉施設	5 戸（市街化区域内介護福祉施設の 22.7%）
浸水想定区域に含まれる子育て施設	9 戸（市街化区域内子育て施設の 60.0%）
浸水深 0.3m以上の区域内の子育て施設	9 戸（市街化区域内子育て施設の 60.0%）
浸水想定区域に含まれる防災拠点・避難所	2 戸（市街化区域内防災拠点・避難所の 18.2%）
浸水深 0.3m以上の区域内の防災拠点・避難所	2 戸（市街化区域内防災拠点・避難所の 18.2%）
浸水想定区域に含まれるアンダーパス	1（市街化区域内アンダーパスの 100.0%）
浸水深 0.2m 以上の区域内のアンダーパス	1（市街化区域内アンダーパスの 100.0%）

※市街化区域内

③浸水継続時間 × 住宅分布

・袖ケ浦駅海側を中心とした、浸水継続時間 3 日以上の区域（市街化区域内）には 442 戸の住宅が立地しています。

※ただし、浸水深は公表時点の地盤高を前提として算定されていますが、公表後に袖ケ浦駅海側特定土地区画整理事業で約 1.5mの盛土が行われており、現況の地盤面は当時より高くなっているため、浸水継続時間は相対的に短くなると見込まれます。

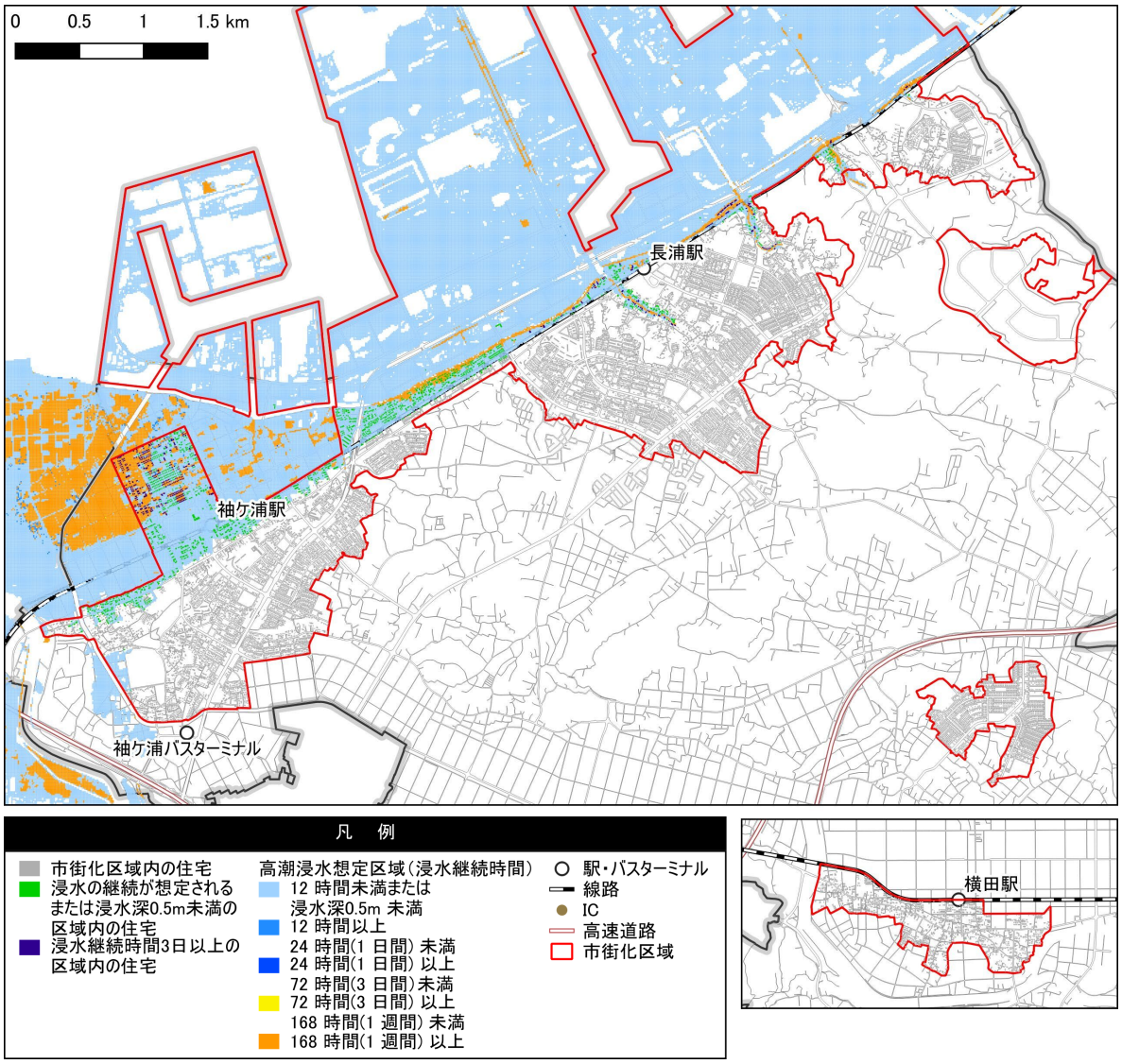


図 高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）と住宅の重ね図

浸水の継続が想定される区域内の住宅	2,082 戸（市街化区域内住宅の 13.7%）
浸水継続時間 3 日以上の区域内の住宅	442 戸（市街化区域内住宅の 2.9%）

※市街化区域内

④浸水継続時間 × 都市施設（避難施設・要配慮者利用施設）

・袖ケ浦駅海側を中心とした、浸水継続時間 3 日以上の区域（市街化区域内）には、子育て施設が立地しています。

※ただし、浸水深は公表時点の地盤高を前提として算定されていますが、公表後に袖ケ浦駅海側特定土地区画整理事業で約 1.5mの盛土が行われており、現況の地盤面は当時より高くなっているため、浸水継続時間は相対的に短くなると見込まれます。

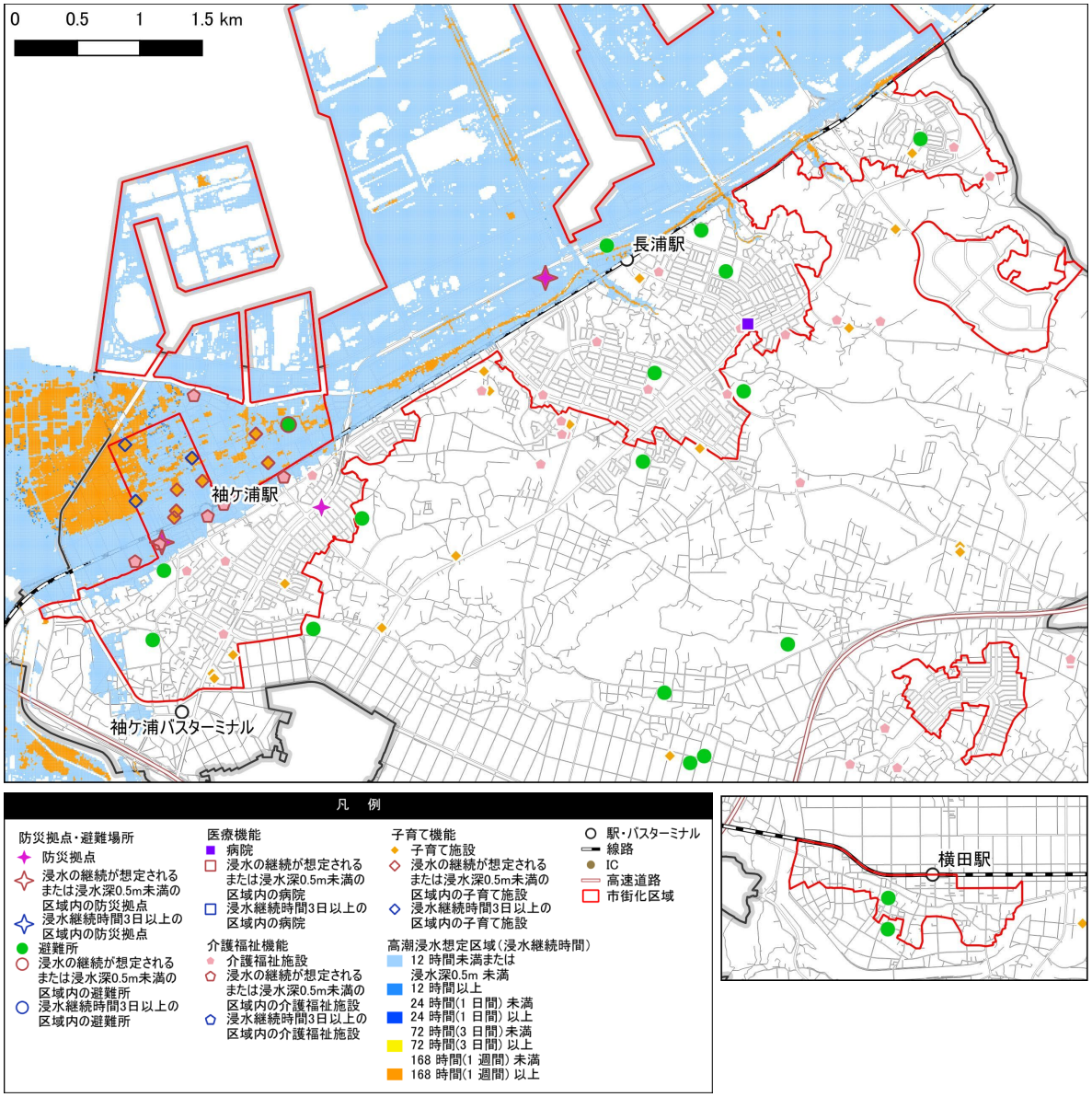


図 高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）と都市施設の重ね図

浸水の継続が想定される区域内の医療機能（病院）	0 戸（市街化区域内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水継続時間 3 日以上の区域内の医療機能（病院）	0 戸（市街化区域内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水の継続が想定される区域内の介護福祉施設	6 戸（市街化区域内介護福祉施設の 27.3%）
浸水継続時間 3 日以上の区域内の介護福祉施設	0 戸（市街化区域内介護福祉施設の 0.0%）
浸水の継続が想定される区域内の子育て施設	9 戸（市街化区域内子育て施設の 60.0%）
浸水継続時間 3 日以上の区域内の子育て施設	3 戸（市街化区域内子育て施設の 20.0%）
浸水の継続が想定される区域内の防災拠点・避難所	2 戸（市街化区域内防災拠点・避難所の 18.2%）
浸水継続時間 3 日以上の区域内の防災拠点・避難所	0 戸（市街化区域内防災拠点・避難所の 0.0%）

※市街化区域内

5）津波

①浸水深 × 住宅分布

・津波浸水想定区域（市街化区域内）には 889 戸の住宅があり、ほとんどの地域に住宅が立地しています。

・浸水深 2.0m以上の区域内に住宅はありません。

※ただし、浸水深は公表時点の地盤高を前提として算定されていますが、公表後に袖ケ浦駅海側特定土地区画整理事業で約 1.5mの盛土が行われており、現況の地盤面は当時より高くなっているため、浸水深は相対的に浅くなると見込まれます。

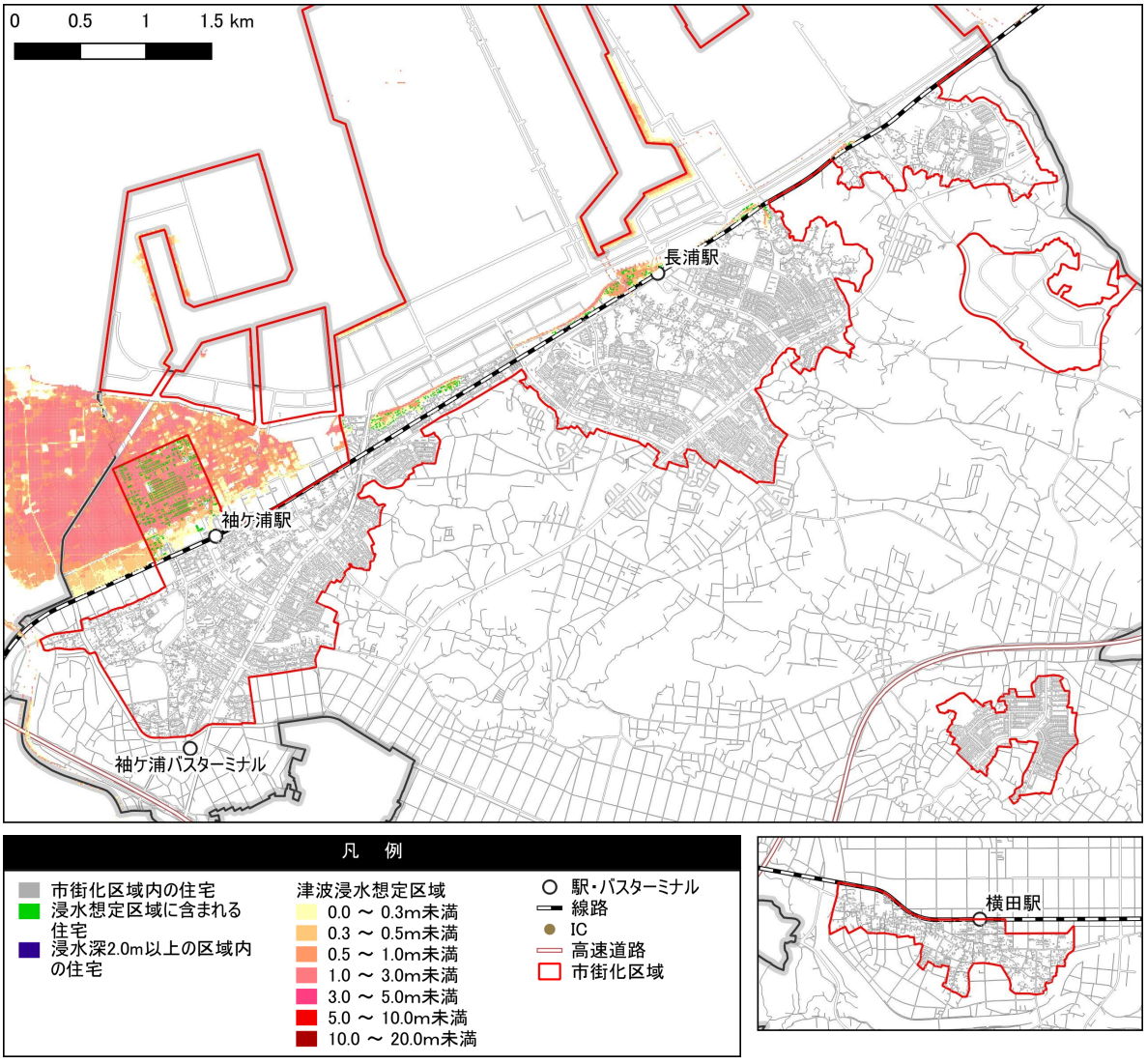


図 津波浸水想定図と住宅の重ね図

浸水想定区域に含まれる住宅		889 戸（市街化区域内住宅の 5.8%）
	浸水深 2.0m以上の区域内の住宅	0 戸（市街化区域内住宅の 0.0%）

※市街化区域内

②浸水深 × 都市施設（避難施設・要配慮者利用施設・アンダーパス）

・浸水深 0.3m以上の区域（市街化区域内）には、子育て施設が立地しています。

※ただし、浸水深は公表時点の地盤高を前提として算定されていますが、公表後に袖ケ浦駅海側特定土地区画整理事業で約 1.5mの盛土が行われており、現況の地盤面は当時より高くなっているため、浸水深は相対的に浅くなると見込まれます。

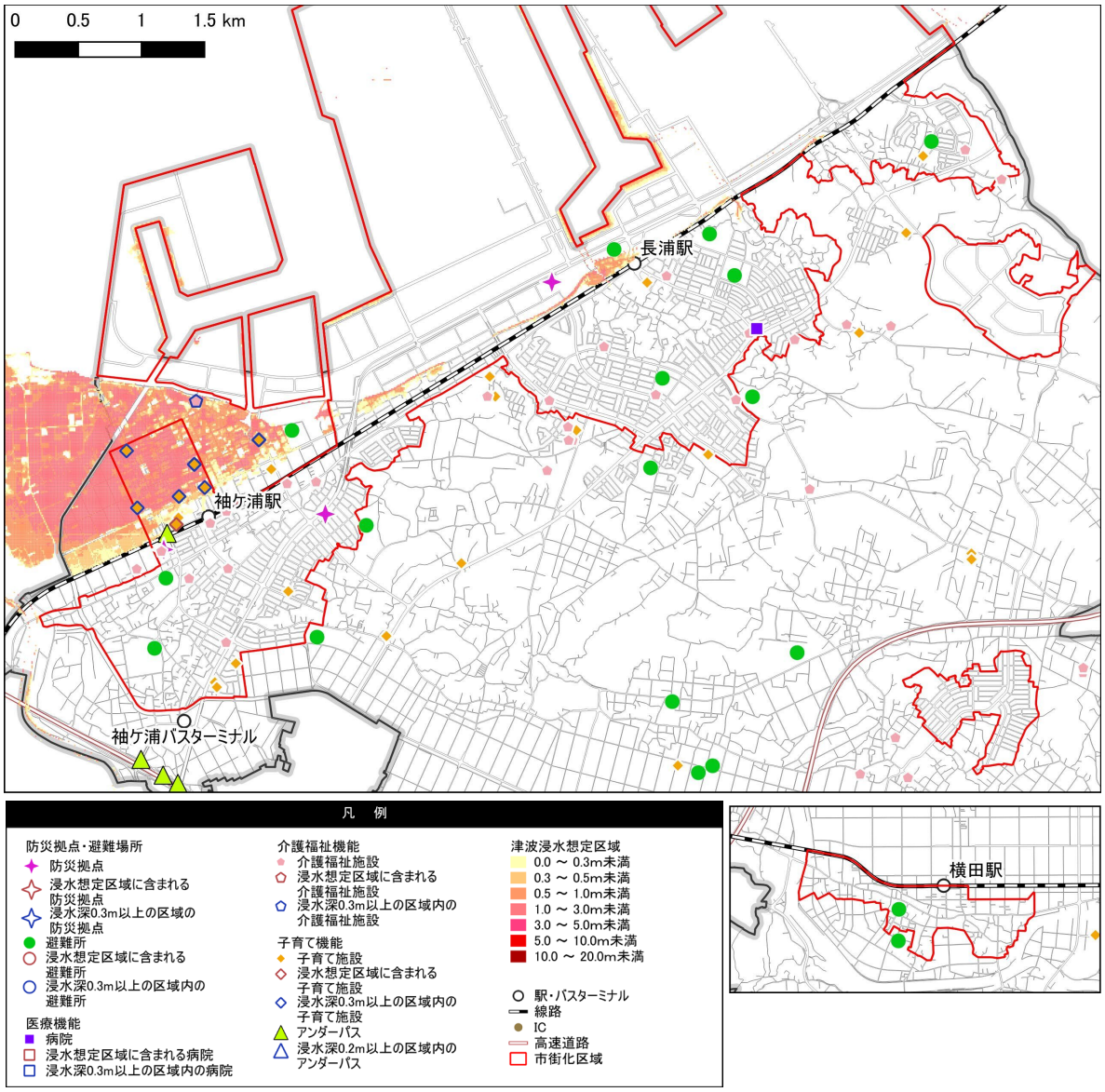


図 津波浸水想定図と都市施設の重ね図

浸水想定区域に含まれる医療機能（病院）	0 戸（市街化区域内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水深 0.3m以上の区域内の医療機能（病院）	0 戸（市街化区域内医療施設（病院）の 0.0%）
浸水想定区域に含まれる介護福祉施設	0 戸（市街化区域内介護福祉施設の 0.0%）
浸水深 0.3m以上の区域内の介護福祉施設	0 戸（市街化区域内介護福祉施設の 0.0%）
浸水想定区域に含まれる子育て施設	7 戸（市街化区域内子育て施設の 46.7%）
浸水深 0.3m以上の区域内の子育て施設	6 戸（市街化区域内子育て施設の 40.0%）
浸水想定区域に含まれる防災拠点・避難所	0 戸（市街化区域内防災拠点・避難所の 0.0%）
浸水深 0.3m以上の区域内の防災拠点・避難所	0 戸（市街化区域内防災拠点・避難所の 0.0%）
浸水想定区域に含まれるアンダーパス	0（市街化区域内アンダーパスの 0.0%）
浸水深 0.2m 以上の区域内のアンダーパス	0（市街化区域内アンダーパスの 0.0%）

※市街化区域内

6－3 地区ごとの防災上の課題

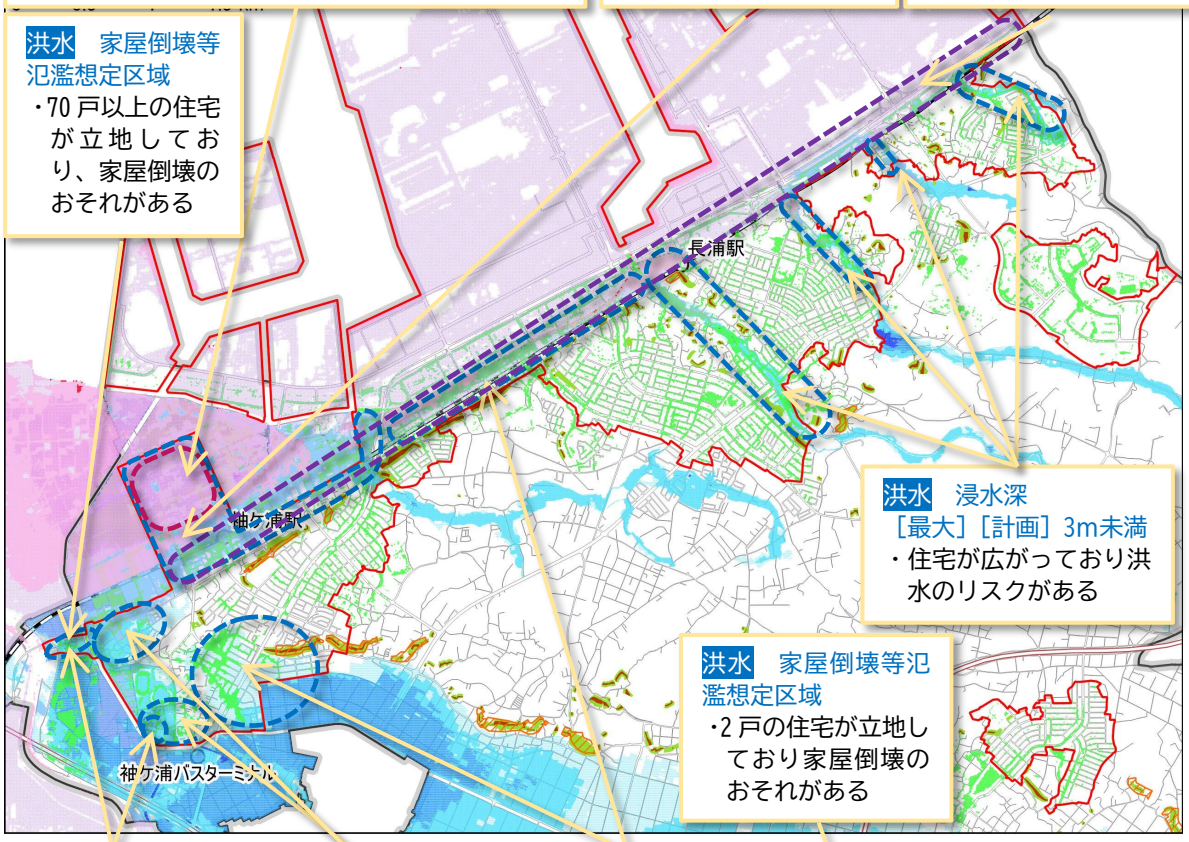
災害リスク分析の結果から、必要となる対応の方向性を決定するため、地区ごとに課題を整理します。

高潮　浸水深　3m以上　浸水継続時間 3 日以上
津波　浸水深　2m未満
・土地区画整理事業による住宅地が広がっており高潮・津波のリスクがある
・高潮浸水時に長期孤立する可能性が高い住宅地が存在
・自動車の走行や避難行動要支援者の避難が困難となる避難施設・要配慮者利用施設が存在
（ただし、高潮・津波浸水想定の設定後、約 1.5m の盛土をしているため、浸水深・浸水継続時間は相対的に浅く・短くなると見込まれる）

洪水　浸水深
［最大］［計画］3m未満
・土地区画整理事業による住宅が広がっており洪水のリスクがある
・自動車の走行や避難行動要支援者の避難が困難となる避難施設･要配慮者利用施設やアンダーパスが存在

高潮　浸水深　3m未満
・住宅が広がっており高潮のリスクがある
・自動車の走行や避難行動要支援者の避難が困難となる避難施設･要配慮者利用施設やアンダーパスが存在

洪水　家屋倒壊等氾濫想定区域
・70 戸以上の住宅が立地しており、家屋倒壊のおそれがある



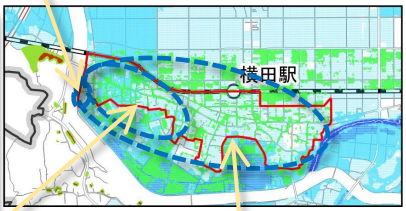
洪水　浸水深
［最大］［計画］3m未満
・住宅が広がっており洪水のリスクがある

洪水　家屋倒壊等氾濫想定区域
・2 戸の住宅が立地しており家屋倒壊のおそれがある

洪水　浸水深
［最大］3m以上
・住宅が広がっており洪水のリスクがある

洪水　浸水深
［最大］［計画］3m未満
・住宅が広がっており洪水のリスクがある

洪水　浸水深
［最大］3m未満
・土地区画整理事業による住宅が広がっており洪水のリスクがある



＜市街化区域全域＞
土砂　土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地
内水　浸水深 3m未満
・区域内に一定の住宅が立地しており土砂災害・内水のリスクがある

洪水　浸水深
［計画］3m未満
・住宅が広がっており洪水のリスクがある

洪水　浸水深
［最大］3m未満
・住宅が広がっており洪水のリスクがある
・自動車の走行や避難行動要支援者の避難が困難となる避難施設･要配慮者利用施設が存在

6－4 防災まちづくりの取組方針

第３章「都市の将来像」に位置付けた防災のまちづくりの将来像「安心して暮らせる居住環境の形成」を実現するため、各種ハザードエリアにおける取組方針を以下に整理します。

<table>
<tr><th>分類</th><th>災害リスクの回避
（居住誘導区域に含めない）</th><th>災害リスクの低減</th></tr>
<tr><td>土砂</td><td>土砂災害（土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域）は、突発的な発生が想定され、避難行動の時間的猶予が短い災害のため、居住誘導区域に含めず、届出制度に基づく居住の立地誘導によりリスクを回避する。</td><td>大規模盛土造成地は、国の滑動崩落対策推進ガイドラインをもとに、地盤調査と経過観察を実施する。あわせて盛土造成地マップを公表し、防災・減災の意識を高め、災害リスクの低減を図る。</td></tr>
<tr><td>洪水
内水
高潮</td><td>洪水・内水・高潮浸水想定区域（３m以上）は、一般的な住宅において垂直避難が困難となり安全確保が難しいため、居住誘導区域に含めないことを基本とし、届出制度に基づく居住の立地誘導によりリスクを回避する。
（※ただし、周辺が居住誘導区域に囲まれ、居住誘導区域外とすることで土地利用の連続性が失われる箇所であり、かつ周辺にある避難所へ容易に避難可能な箇所は除外しない。
また、袖ケ浦駅海側特定土地区画整理事業内は、高潮の浸水深が最も深い場所で3.8mとなっており、高潮浸水想定区域を公表後に土地区画整理事業により約 1.5m盛土しているため、居住誘導区域とする。）

家屋倒壊等氾濫想定区域は、堤防が決壊した場合、家屋が倒壊・流出する危険性が高い区域であるため、居住誘導区域に含めず、届出制度に基づく居住の立地誘導によりリスクを回避する。</td><td>洪水・内水・高潮浸水想定区域（３m未満）は、河川等の適正管理や防災体制の充実・強化等により、災害リスクの低減を図る。</td></tr>
<tr><td>津波</td><td>津波浸水想定区域（2m以上）は、建物が全壊するリスクが高く避難が困難となることから、居住誘導区域に含めず、届出制度に基づく居住の立地誘導によりリスクを回避する。</td><td>津波浸水想定区域（2m未満）は、海岸・護岸施設の適切な維持管理や防災体制の充実・強化等により、災害リスクの低減を図る。</td></tr>
<tr><td>地震</td><td>―</td><td>地震については、影響の範囲や程度を即地的に定めることが難しいため、市内全域において耐震化の促進や避難路の確保等により災害リスクの低減を図る。</td></tr>
</table>

6－5 具体的な取組・スケジュール

取組方針を踏まえ、具体的な取組と、実施主体及びスケジュールを以下に示します。

視点	分類						取組	実施主体			スケジュール		
	土砂	洪水	内水	高潮	津波	地震		国・県	市	市民等	短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスクの回避	●						**【除却費用等の補助による移転支援】** ・がけ地近接等危険住宅移転事業に基づく危険住宅の移転の推進と居住誘導区域内等への移転の推進		●	●	→	→	→
リスクの低減（ハード）		●					**【河川等の適正管理】** ・河川やため池の浚渫や機能維持	●	●		→	→	→
							・河川・排水施設等の適切な管理、老朽化対策	●	●		→	→	→
			●				**【雨水出水抑制】** ・歩道における透水性舗装の実施や民間開発に伴う雨水貯留・浸透施設の設置の推進		●	●	→	→	→
				●	●		**【津波・高潮防護施設等の整備】** ・海岸・護岸施設の適切な維持管理や修繕	●	●		→	→	→
							・水門の自動化の検討	●	●		→	→	→
						●	**【耐震化等の促進】** ・個人の住宅における耐震診断・改修に対する補助　※既存補助制度有り		●	●	→	→	→
							・公共施設の耐震化		●		→	→	→
							・道路・橋梁、上下水道などのインフラ施設の耐震化の推進	●	●		→	→	→
						●	**【避難路等の整備】** ・避難路・緊急輸送道路となる道路の適切な維持管理及び計画的な整備推進	●	●		→	→	→
							・市街地における狭あい道路の拡幅整備		●		→	→	→
						●	**【オープンスペースの確保】** ・延焼防止機能を高める公園等のオープンスペースの確保		●		→	→	→

視点	分類						取 組	実施主体			スケジュール		
	土砂	洪水	内水	高潮	津波	地震		国・県	市	市民等	短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスクの低減（ソフト）	●						**【土砂災害に対する基礎調査の推進】** ・県と連携し土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進	●	●		→		
			●				**【農地・緑地の保全】** ・水田や樹林地など保水性や浸透性のある土地利用の保全		●	●	→		
						●	**【地区計画の検討】** ・延焼被害の可能性が高い地域における地区計画の活用		●	●	→		
	●	●	●	●	●	●	**【周知・啓発】** ・情報伝達手段の充実		●		→		
							・ハザードマップの周知や出前講座等による市民のさらなる意識啓発の推進		●	●	→		
	●	●	●	●	●	●	**【地域における防災力の強化】** ・地域コミュニティを基盤とした自主防災組織の強化		●	●	→		
	●	●	●	●	●	●	**【民間団体・企業との連携強化】** ・避難所や物資提供など企業等との協定締結の推進		●	●	→		